

人権擁護法案と労使紛争解決システム

村下 博

はじめに

- 一 人権擁護法案提出の経緯と現段階
- 二 人権擁護法案の問題点
- 三 労働分野における人権救済制度と検討会議「報告」
- 四 労使紛争解決システムと人権擁護法案

はじめに

本稿は、「人権擁護法案と労使紛争解決システム」と題するものであり、主題自体に少々奇異に感じられる節もある。ただ筆者も、人権擁護法案⁽¹⁾のなかななぜ労働関係における人権侵害救済なるものが導入されたのか不思議でない。本稿は、筆者のこのような極めて素朴な疑問から出発するものである。

本稿ではあえて人権擁護法案が国会に提出された経緯そのものから出発したいと考える。それは、人権擁護法案の国会への提出経緯そのものが同法案の基本的性格を規定していると考えからである。また、この同法案の基本的性

格を理解せずして、労働関係における人権侵害救済がなぜ同法案にとり入れられたのかを正確に理解できないものと考えらるからである。

本論に入るまえに、人権擁護法案に定める「差別」について少し付言しておきたい。今日、法律学において、また各法分野で「差別」という法概念の理解が必ずしも一致しているといえないが、実務・実践・地域・組織・行政などのレベルでは、「差別」に対する理解あるいは概念規定は大混乱しているというほかない。このような理論状況あるいは問題状況のなかで、筆者からみれば、人権擁護法案は、ある特定のまた狭隘な「差別」概念から出発しているものといえる。さらに混乱した「差別」概念が人権という概念にもぐりこんでいるという誠にやっかいかつ混乱した様相が、人権擁護法案においては呈しているともいえる。要するに、「差別」と人権を意図的に混同させていることが、人権擁護法案のひとつの重要な側面であるといえる。このようないわくつきの同法案において、労働関係における人権侵害救済なるもの（不当な差別的取扱い、不当な差別的言動等）がとり入れられたこと自体に、筆者は同意がたいという問題意識を有している。このことを、労働法学の一研究者として、法学界の諸兄に理解してほしいという動機で稿をおこした次第である。

そこで、本稿では次のことを検討したいと考える。

- ① 人権擁護法案がいかなる背景、経緯から提出されたのか、そして現段階においてどうなっているかを明らかにすること。
- ② 人権擁護法案はどのような基本的性格を有し、いかなる問題点を有しているかを検討すること。
- ③ 労働関係における人権侵害救済がなぜとりあげられたかの経緯を明らかにすること。さらに厚生労働省のいわゆる人権救済制度検討会議での検討の結果提出された「労働分野における人権救済制度の在り方（報告）」について検

討し、問題点を指摘すること。

④このような混乱した問題状況のなかで、労使紛争解決システムのあり方をさぐること。これらの検討を通じて、あるべき労使紛争解決システムの方向性をさぐる契機としたいと考える。

一 人権擁護法案提出の経緯と現段階

人権擁護法案は、個人情報保護法案などと並んでメディア規制三セット法案と呼ばれ、マスコミの報道の仕方でもそのことに偏重している状況がみられる――マスメディア規制の反民主主義・反人権性を決して軽視するものではない。ただ個人情報保護法案が「官」を免罪し、「民」を取り締まり、住基ネットワークを民主的に規制するどころか「官」による国民・住民支配の道具となる役割を果たす可能性大であるのと同様に、人権擁護法案も、「人権擁護」の美名の下にあらゆる基本的人権を台無しにする可能性大であることを指摘しておかなければならない。だからこそ、人権擁護法案という多面的性格をもちかつ人権発達にとつて重要な問題点を有する法案が、どのような経緯のなかで集約され、法案化されたか、現段階においてどのような意味を有しているのか、について検討しておかなければならないと考える。

1 法案提出までの経緯

人権擁護法案が国会に提出されるまでの経緯は次の通りである。①地域改善対策協議会の内閣への意見具申（一九九六年五月）、②人権擁護施策推進法成立（一九九六年二月）、③人権擁護推進審議会設置・発足（一九九七年三月）、

④同審議会第一号答申—人権教育・啓発—(一九九九年七月)、⑤人権教育・啓発推進法(略称)(二〇〇〇年一月)、⑥同審議会第二号答申—人権救済制度—(二〇〇一年五月)、⑦第二号追加答申—人権擁護委員制度—(二〇〇一年二月)、⑧人権擁護法案閣議決定・国会提出(二〇〇二年三月)、⑨同法案参議院本会議趣旨説明(二〇〇二年四月)、⑩同法案第一五四国会未成立・継続(二〇〇二年七月)。

上述のような時系列的経緯のみでは、人権擁護法案についてその経緯から導きだされる性格あるいは問題点は明らかとならないであろう。そこで経緯のなかで人権擁護法案の性格をうきばりにする主要な動きを以下に示しておく。

(1) 一九九六年の地对協意見具申は何を示したか 地对協意見具申は、一九六五年の同和对策審議会答申に基づく一九六九年の同和对策事業特別措置法にはじまる約三〇年の同和行政の総括を国・政府レベルで行ったものである。同意見具申は、次の三点を示した。すなわち①同和对策にかかわる物的事業(環境改善等)はほぼ終了したこと、②同和問題については、なお不当な差別意識が根強く存在すること、③不当な差別をはじめとする人権侵害があり、人権救済措置が必要であることである。この意見具申をうけて、政府は人権擁護施策推進法を成立させ、人権擁護推進審議会を設置し発足させた。⁽³⁾

(2) 人権擁護審議会は何について諮問をうけたか 人権擁護推進審議会(以下審議会)は、二つの事項について、すなわち、根強い差別意識に対する人権教育・啓発の必要性(諮問第一号)と不当な差別をはじめとする人権侵害に対する人権救済制度の施策充実(諮問第二号)について諮問をうけ、一九九九年七月に第一号答申を提出・公表し、続いて二〇〇一年五月に第二号答申を提出・公表した。⁽⁴⁾

まず二つの答申のなかで審議会が示した人権問題についての基本認識をまずみておきたい(第一号答申に主に示されている)⁽⁵⁾。

第一号答申は次のように述べる、すなわち「人権は、『人間の尊厳』に基づく権利であつて、尊重されるべきものである。しかし、現実には、人々の生存、自由、幸福追求の権利、すなわち、人権が、公権力と国民との間のみならず、国民相互の間で侵害される場合があり、その一つの典型が不当な差別であることは、広く認識されるに至つていふ」と。このことは、要するに、公権力による人権侵害を事実上棚上げにし、人権のなかでも「不当な差別」をことさらとりあげ、それも私人間のそれに限定するものである。つぎに、国民相互間に存在する「根強い差別意識」を除く去するためには、「人権尊重の理念に関する国民相互間の理解を深めることは、まさに国民一人ひとりの人間の尊厳に関する意識の問題に帰着する」としている。このような人権に対する基本認識から人権教育・啓発の必要性を導きだすために国民の「意識」を問題とすることによつて、人権教育・啓発推進法を成立させ、国民生活のあらゆるレベルで実施する「人権教育・啓発推進基本計画」なるものを策定し、人権についてより高い意識をもつ「官」がより低い意識をもつ「民」に対して、人権教育・啓発を施そうとしている。

このような人権認識および国民の「意識」にかかわる問題性は、第二号答申にも基本的に引き継がれており、さらには人権擁護法案においても踏襲されているものと考えられる。

つぎに、第二号答申は、二〇〇〇年一月二八日の『人権救済制度の在り方に関する中間取りまとめ』を公表し、公聴会による意見聴取をふまえて、最終答申を提出・公表した。⁶⁾

第二号答申は、人権救済の対象として、差別、虐待、公権力による人権侵害、メディアによる人権侵害（過剰取材規制）を限定列挙し、救済方法として上述四つの項目ごとにいずれの救済方法をとるかを検討している、上述四つの救済対象については、「公権力による人権侵害」はこれまた事実上棚あげとし、「メディアによる人権侵害」は積極的救済の対象とし、「虐待」は公私の機関・団体との連携を強調するが人権救済機関の独自のとりくみを明らかにして

おらず、「差別」は他の三つの項目に比べて、答申が最も重要視してとりあげている。さらに答申は、上述の『中間取りまとめ』に比べて内容としては基本的に大きな変化はないが、公聴会意見聴取および各種団体へのヒヤリングをふまえ、審議会の人権に対する基本認識をより鮮明にするべく、「差別」を前面にだした人権救済機関の設立を提言するものとなっている。

このようにして、人権擁護法案は、第二号答申および第二号追加答申をふまえて、法務省においてとりまとめられ、閣議決定の後、国会に提出されたものである。

そこでここでは、法案提出の経緯から、人権擁護法案がどのような性格を有するいは基本的な問題点を有しているかについて簡単に示しておきたい。

第一に、この法案は、同和問題（同和問題という用語は同和行政開始以来の行政上の用語であり、筆者自体は使用することに賛同しがたいが、ここではあえて行政上の用語を用いておく）の国政レベルでの「終結」をめぐる検討されるなかででてきたものであることにまちがいはない。当然のこととして、同和問題への基本認識それも極めて偏った基本認識を色濃く反映した法案でもある。その証左として、「差別」を前面にだしていること、国民の「意識」を最大の問題としていることを指摘しておきたい。

第二に、審議会発足当初においては、「国連人権教育のための一〇年」の国内行動計画の実施、国連人権委員会による「権力から独立した」かつ「公権力による人権侵害の救済」などを任務とした人権委員会の設置という勧告、「子どもの権利条約」批准にともなう国内措置などの多くの課題が明確にされ、審議対象となっていたにもかかわらず、審議会の調査研究が進むにつれ上述の事項が全く考慮されることなく、二つの答申にも法案自体にも上記の事項そのものが跡形もなくなっていることである。日本政府のやり方は国際社会の要請を憶面もなく「すりかえる」ことが常

であり、法案がでてくる経緯はそのことを如実にしている。

第三に、差別・虐待・メディアによる人権侵害の三つは、明らかに国民相互間すなわち私人間の人権侵害なるものであり、この三つのみを人権救済の対象とし、「公権力による人権侵害」を全くまともにとりあげようとしていない結果となっており、法案にはそのことが反映している（一部の論者においては、第二号答申に比べ、「公権力による人権侵害」は法案にはそれなりにとりあげられており一歩前進との意見があるが、公権力が人権の最大侵害者であるという本質をみない議論である）⁽⁸⁾。

第四に、青少年健全育成・個人情報保護に関するメディア規制法案と並んで、人権擁護法案はメディア規制をも目的とするものであり、「メディア規制三セット法案」と称されるゆえんである⁽⁹⁾。

上述のように、法案として集約される経緯から導きだされる人権擁護法案の性格あるいは問題点を指摘したが、要するに同法案は現在の政治情勢を反映して多面的な性格をもたざるをえずかつ根源的な問題点を有しているものと考へざるをえない。このような同法案に、筆者自身も驚きであるが、突如として「労働関係における特別人権侵害」がなぜ導入されたのか不思議でならない。なぜなら、「労働関係における特別人権侵害」は第二号答申においても全くといっていいほどとりあげられていなかった問題あるいは項目であるからである。現段階においてはこのような筆者自身の疑念だけを指摘しておきたい。

2 法案の現段階

一九九六年からはじまる人権擁護法案の生成過程については、極めて概略的であるが述べたところである。筆者がらみればひとつの法案にこれだけ多面的な問題点を有しているにもかかわらず、あえて国会に提出された人権擁護法

案は、現段階においていかなる状況にあるかをみておく必要がある。上述したところであるが、二〇〇二年四月二四日に参議院本会議で法案の趣旨説明と各党の質疑が行われた。これ以降、同年五月中旬以降には法務委員会での審議に入る予定であったが、第一五四国会の政治情勢を反映して、延長国会においても委員会審議に入れず、継続審議となっている。

そこで法案の趣旨および法務省の法案提出の意図を示すものとして、参議院本会議での森山法務大臣の法案趣旨説明を紹介しておきたい。

森山法務大臣は次のように人権擁護法案の趣旨説明を行った。すなわち「我が国におきましては、日本国憲法の下、すべての国民は基本的人権の享有を妨げられず、個人として尊重され、法の下に平等とされており、しかし今日におきましても、不当な差別、虐待その他の人権侵害がなお存在しており、また、我が国社会の国際化、高齢化、情報化の進展等に伴い、人権に関する様々な課題も見られるようになってまいりました。

このような情勢にかんがみ、平成八年十二月、人権擁護施策推進法が制定され、この法律によって設置された人権擁護推進審議会におきまして、人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項について調査審議が重ねられてまいりました。そして、同審議会より、平成十三年五月に人権救済制度の在り方についての答申がなされ、同年十二月に人権擁護委員制度の改革についての追加答申がされました。

そこで、この人権擁護推進審議会の答申を踏まえ、人権の世紀と言われる二十一世紀におきまして、現行の人権擁護委員制度を抜本的に改革し、独立行政委員会である人権委員会の下に、人権侵害による被害の実効的な救済と人権啓発の推進を図るため、この法律案を提出する次第であります。

この法律案の要点を申し上げますと、第一に、不当な差別、虐待その他の人権侵害をしてはならないことを明らか

にしております。

第二に、新たに独立の行政委員会としての人権委員会を法務省の外局として設置することとしております。人権委員会の委員長及び委員は、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命するものとし、その職権行使の独立性を保障することとしております。

第三に、人権擁護委員について、答申を踏まえて所要の規定を整備し、現行の人権擁護委員法は廃止するものとしております。

第四に、人権委員会を主たる実施機関とする人権救済制度を創設し、その救済手続その他必要な事項を定めております。

この人権救済制度には、あらゆる人権侵害を対象として任意の調査及び救済を行う一般救済手続と、不当な差別、虐待等について、過料の制裁を伴う調査をし、調停、仲裁、勧告、公表、訴訟援助を行う特別救済手続とを設けております。報道機関による犯罪被害者等に関する一定の人権侵害についても、表現の自由に十分配慮しつつ、特別救済手続の対象としております。なお、労働分野における人権侵害については、厚生労働大臣及び国土交通大臣もこの人権救済手続を行うこととしております。」(傍点筆者)と述べている。

少々長い引用をしたが、人権擁護法案の概略紹介と上述した法案提出の経緯を再確認する意味で紹介したわけである。

ただ森山法務大臣の趣旨説明において、一九九六年にはじまる、いわゆる「同和」から「人権」へとという政府の人権政策の転換あるいは「同和問題の政治的利用」について全くふれられていないところが気になるところである。つぎに、森山法務大臣は、労働関係における特別人権侵害を法案にとりいれたことに関する質問に対して、次のよ

うに答弁している。⁽¹⁾すなわち「労働分野の人権救済に関する特別人権侵害についてお尋ねがありました。

平成十三年五月の人権擁護推進審議会の答申は、既に被害者の救済にかかわる専門の機関が置かれている分野においては、当該機関と人権委員会との適正な役割分担を図るべきであると指摘しております。

労働分野における差別的取扱い等については、従来から、厚生労働省等において被害者の救済にかかわる制度が整備され、実施されてきたところであります。労働分野における人権救済制度の適切な運用に当たっては、労働法制、労使慣行、労務管理実務等に関する知識が必要不可欠であり、そうした知識を有する職員等のいる厚生労働省等で救済を図ることが効果的かつ効果的であると考えております。平成十三年十二月に公労使三者構成の労働分野における人権救済制度検討会議で取りまとめられた報告にも同様の考え方が示されているところであります」と答弁している。

この大臣答弁をみても、筆者はなぜ労働関係における特別人権侵害が法案にとり入れられたかについて未だに十分に理解しがたいことを指摘しておきたい。ただ、人権擁護法案は、「人権」を同和問題という「差別」からのみとらえる「人権観」にたっているものであって、さらに虐待および労働分野の問題に関してはそれぞれに救済あるいは紛争処理制度が存在しており、いずれも同法案にとり入れる必要性は全くないものと考えられる。ところがこのようないわくつきの法案に、全く異なる性格を有する「差別」、「虐待」、「メディアによる人権侵害」、「労働関係における差別」を何の説明もなく規定するところに、人権擁護法案のみにくい政治的意図があらわれているのかもしれない。

二 人権擁護法案の問題点

上述したように、人権擁護法案のもつ問題点はある程度明らかになっていると考えるが、あえてここで現時点で筆

者が考えるいくつかの問題点を列挙しておきたい。⁽¹²⁾

問題点の列挙のまえに、国連規約委員会が示した最終見解（一九九八・一一・五）の二点について紹介しておく。まず第一点は、国内人権救済機関の独立性に関して、「委員会は、締約国に対し、人権侵害の申立を調査するための独立の機関の設置を強く勧告する」とし、第二点は、人権救済の対象に関して、「委員会は、警察や入国管理局職員による虐待の申立をし、救済のため活動できる独立の機関が存在しないことに懸念を有する。委員会は、このような独立した組織ないし、機関が締約国によって、遅滞なく設置されることを勧告する」とする。このように国内人権救済機関の根本的な問題点が、第二号諮問事項の審議入りまでに勧告されていたにもかかわらず、以下のような問題点のある法案となっている（規約委員会の見解については、日本弁護士会『日本の人権―21世紀への課題』現代人文社一九九九年二五〇頁）。この指摘をふまえながら以下に問題点を示しておく。

第一は、人権擁護法案の有する「人権観」とでもいうべきものである。人権救済あるいは人権啓発の対象としているいわゆる「人権侵害」なるものは、私人間のそれに限定し「公権力による人権侵害」を事実上棚上げにしていることである。換言すれば、同法案が救済対象とする「人権侵害」なるものは、極めて恣意的な扱いであり、「あらゆる人権」としながら、事実上「差別」と「メディアによる人権侵害」のみであるという異常なものである。さらに法案三条は、「差別的取扱い」、「差別的言動等」および「差別助長行為」を「人権侵害等の禁止」と総称し、同法案は、事実上「差別禁止法」となっていることである。「差別」については一致した学説が存在するわけもなく、また人権委員会が「差別」を恣意的に認定するおそれもあり、「差別」と「人権」といういずれの概念も大混乱している状況にあって、問題が噴出する可能性大である。

第二は、設置予定の「人権委員会」なるものの「独立性」についてである。「あらゆる人権侵害」を扱うとしない

がら、委員長一人、委員四人（うち三人は非常勤）を、従来の人権擁護局と新設「人権擁護委員」が支えるという法務省にどつぷりとつかつた組織になることは明らかであり、「独立性」など全く期待できないものである。そもそも、「国家」が「独立行政委員会」なるもので「人権擁護」を行うこと自体が、大いなる幻想であると考えるべきであろう。ただ今後の課題として、公権力と基本的人権との関係、あるいは私人間の人権（紛争処理）双方について、それぞれ別個に現在の課題に即したより一層の研究がまたれるところである。

第三は、法案における「公権力による人権侵害」の扱いについてである。法案生成の経緯からして、「公権力による人権侵害」については当初から対象として除外していたものであるが、各方面の批判により法案に「差別」と「虐待」に限定して「対象とする」条項を設けている。しかし、「公権力による人権侵害」としてとりあげるべきは「差別」と「虐待」などでなく、裁判所、警察署、検察庁、拘留所、刑務所、入管収容所などの公的施設におけるかくされた人権侵害であり、その意味で国連人権委員会勧告を全く無視するものである。

第四は、救済対象とする人権侵害（不当な差別、虐待、メディアによる人権侵害、労働関係における特別人権侵害）は、全く性格が異なるものであり、また救済方法あるいは解決方法も全く異なるものであり、これらを入管委員会による救済手続で一律に処理することは不可能であり、さらにそのような処理をしてはならないものである。無理矢理上述四つの人権侵害なるものを人権委員会で一括処理することは土台無理というものである。

第五は、法案の「人権観」が恣意的でありまた土台無理な「人権侵害」なるものをなぜ寄せ集めたかについて若干述べたが、法案が「人権」ととらえるものの出発点には同和問題があることである。同和問題の現段階に関する理解いかんは別にして、日本の人権問題のなかで特殊でありかつ歴史的経緯を有する同和問題から、他の「人権」・「差別」あるいは「人権侵害」をみることにあるいは同和問題の観点から「人権」概念をつくりだそうという法案の基本姿勢は

批判されなければならない。そういう意味では、筆者自身、「差別」という法概念、差別と人権との異同性、「人権」という法概念等について、あらためて整理・検討しなければならない必要性を感じているところである。

第六は、「差別」と並んで法案において重要視されている「虐待」については、現行処理制度としては児童相談所・子ども家庭センター・家庭児童相談室等があり、現行法としては児童虐待防止法・DV防止法等の法整備があり、これらの現行制度・法規範の拡充・整備を一層はかることよって対処すべきであって、人権委員会の予定される体制では対処不能であり、またそもそも法案にいう「人権侵害」の対象とすべきものではないと考える。

第七は、「メディアによる人権侵害」についてである。法案は、過剰取材とくに犯罪被害者・犯罪少年、上述いずれかのいわゆる近親者等への過剰取材を「人権侵害」とみなし、特別救済手続の対象とするとしている。確かにメディアによる取材攻勢は目にあまるものがあるが、だからといって、公権力による規制という手法を断じて採用すべきでないと考ええる。「表現の自由」およびそれから導きだされる「知る権利」については、いかなる理由があっても、権力による規制を許してはならないものである。これらの根源的な基本的人権は、政治・経済・社会関係における民主主義を担保するものであり、いかなる理由によっても権力による規制に委ねてはならないと考える。それをあえて、何の説明もなく、個人情報保護・青少年健全育成関連法案とセットにして、人権擁護法案にしのびこませることは、憲法上も許されない国家的犯罪である。それについても、日本のメディアの護送船団方式流の報道姿勢、「のぞき」趣味的報道姿勢という文化水準の低さはなげくほかないが、これらの報道姿勢を正しかつ報道内容の水準向上をはかるためには、社会構成員による監視とメディア自身の自主的努力以外にはないことを指摘しておきたい。

第八に、法案は、一般救済手続と特別救済手続に分けて、後者による手続では、「不当な差別」と「虐待」のみを

対象としていることである（「等」をつけても実質的に二つのみを対象としていふと考える）。特別救済手続においては、「過料」等の強制力を伴う救済を規定しているが、差別・虐待に関してそのような強制力を付与することが、問題の根本的解決に寄与するかどうかはなほだ疑問である。とくに、法案には全くあらわれてこないが、第二号答申でとりあげている「同和関係者」の交際・結婚への「妨害行為」が特別救済手続の対象になるとすれば、同和問題の最終解決に一層の混乱とあらたな「困難」をもちこむことになるう。

第九は、第二号答申ではほとんどないし全くといっていいほど取りあげていない「労働関係における特別人権救済」を突如法案に導入したことである。その「特別人権救済」なるものについては、「差別」にかかわるもののみに限定し、かつ所管大臣に全面的に委ねるといふ法案への導入方法は、全く意味不明というほかない。労働関係における「人権侵害救済」あるいは労使紛争解決については、現行労働関係法令および現行紛争処理制度の拡充をもつて対応すべきであり、法案に意味なく導入すること自体が誤りといふべきである。

第一〇は、法案は、あらたな人権擁護委員の「職務」として「啓発」をあげ、さらに情報収集・報告などを列挙していることである。法案生成の経緯からして、日本の人権問題が未解決ないし不十分なのは、「国民」の「意識」あるいは「理解度」にあるとする第一・二号答申の基調からすれば、予想されたところである。しかし、「人権」については、「権力」あるいは「お上」から啓発されるものでなく、社会構成員の不断の努力によつて発達させることが本旨である。そもそも「人権擁護委員」をはじめとする公的機関あるいは公権力に「人権」を語る資格はないのであつて、むしろ「人権」によつてコントロールされる立場にあることを確認しておく必要があるう。

以上、法案の問題点について、はなはだ未熟かつ未整理の私見を列挙したが、これらの問題点について次期国会でまじめな議論が展開されることを期待しておきたい。

二 労働分野における人権救済制度と検討会議「報告」

これまで、人権擁護法案に「労働関係における特別人権救済」がなぜ導入されたかの不思議、疑問を投げかけてきた。そこで、人権擁護推進審議会の審議状況および厚生労働省における「労働分野における人権救済制度検討会議」（以下検討会議）での審議状況およびいわゆる「報告」を若干素描し、とりわけ後者の審議のなかでどのような方向性が示され、どのような問題点があるかについてみておきたい。

1 労働分野における人権救済制度について

(1) まず、審議会においては第二号答申にかかわっては合計六五回の審議が行われている。この審議においては、調査・研究に関するもの、民間団体（とくに人権にかかわる団体）へのヒヤリング、国・地方の諸機関のプレゼンテーション、取りまとめのための審議に大別されるが、労働関係に関するヒヤリングは一回のみである。⁽¹³⁾ 第三七回審議会において、労働省労働基準局が「紛争解決援助制度」について行政説明を行ったのみである。このプレゼンテーションは、労基法等の労働保護法関係法令にかかわる労使紛争に関するものであり、また法令違反を中心とする労使紛争への援助を説明したものであり、「差別」にかかわるものでないことは極めて明らかである。

次に、厚生労働省の検討会議の審議状況を紹介しておきたい。二〇〇一年一〇月以来合計五回の検討会議が行われ、同年一二月二〇日に、「労働分野における人権救済制度の在り方について（報告）」（以下「報告」）を提出している。そこで、検討会議における審議状況を若干みておきたい。

当然のこととして、検討会議は、第二号答申が提出、公表された後に設置、開催されたものであることを確認して

おく必要がある。第一回検討会議において、厚生労働省の坂本政策統括官は検討会議での検討趣旨を次のように述べている。

すなわち「今年（二〇〇一年）五月二五日に、法務省の人権擁護推進審議会の方から『人権救済制度の在り方について』という答申が出されました。この答申におきましては、我が国の人権侵害の現状ですとか、救済に関わるいろいろな制度の現状を踏まえまして、我が国の実情に相応した人権救済制度の整備というものが提言されているわけです。人権救済というか労働分野におきますいろいろな差別禁止の問題につきましては、これまで厚生労働省といたしまして、労働基準法や男女雇用機会均等法の施行などを通じて、その分野では中心的役割を果たしてきたわけですが、全体としての人権救済が整備される中でその労働分野について厚生労働省として、これからどういった役割を果たすべきか、いろいろと議論を深めていかなければならない状況があるわけです。そういった状況を踏まえまして今般、私どもといたしましたは人権救済制度のあり方なり、これに関連する諸問題について専門の立場から皆様方に、学識経験者あるいは労使関係者ということでお集まりいただいて、いろいろと検討をお願いするということ、この会議を開催させていただくことにいたしましたわけです。

法務省では人権擁護推進審議会の答申を受けて、新しい人権救済制度のあり方については法律で体制を整備するということですが、来年（二〇〇二年）一月から開催される通常国会にその法案を提出したいということで、準備を進めておられると承知をいたしております。そういったことからしますと、この労働分野におきます人権救済制度のあり方についても、その検討の時間、一刻の猶予もないわけで、私どもとしましては是非年内にこの検討会議での議論の取りまとめをお願いしたいと思つている次第です⁽¹⁵⁾と述べている。

上述坂本の提起をうけて、五回にわたり審議が行われたわけだが、ここでは審議に関する若干の特徴を指摘してお

きたい。

まず第一に、審議会第二号答申を前提とした検討会の審議であるということである。すなわち、法務省所管の下で審議会が提出した第二号答申を何の疑問をはさまず自明かつ当然のこととして受けとめ、それを前提に審議に入ったということである。第二号答申の数多くの問題点については上述したところであるが、その点につき筆者と評価が異なることもあるが、厚生労働省が、第二号答申を鵜呑みにしてかつ当然の前提として同答申に適合させる労働分野における人権救済制度なるものの検討に入ることに自体について、筆者はどうしても納得がいかない、あるいは早計すぎるのではないかと考える。

第二は、筆者の誤解であればあるいはとりこし苦勞であればいいのであるが、筆者からみれば、第二号答申の基本内容と労働分野における人権救済制度なるものとは全く相容れないものであると考える。とくに、第二号答申にいう「差別」と労働分野における「差別」とは全く異なるものであるはずであり、このことを検証、吟味することなく、無批判に第二号答申を前提とする検討なるものを行っていいものであろうか。

第三に、二〇〇二年初頭の法案提出に間にあわせるために、短期間で検討し結論をだしてほしいとすることは、あまりにも短兵急にすぎると考える。五回にわたる審議をみると、各委員から、いろいろと疑問が呈されており、とりわけ「差別」という法概念について疑念がだされているにもかかわらず、何が何でもとりまじめを行うという手法は許されるものでなく、将来にわたってとりかえしのつかない混乱をもたらすことになるかと考える。

(2) 上述の検討会議でとりまじめが行われた「労働分野における人権救済制度の在り方について(報告)」に關して一〇点のうち若干の点を検討しておきたい。

① 答申にいう「社会生活」における一定の差別的取扱、セクハラ等の人権侵害に対するいわゆる「積極的救済」

と労働分野の現行制度およびその適切な運用を総合的に考慮すると、「労働分野における『積極的救済』については、訴訟参加等人権委員会が行うことが相当であるものを除き、厚生労働省がこれを担当することとし、既存の機関や知識・経験の蓄積の活用を図ることが適当である」とする点である。

結論としては矛盾がないようにみえるが、この「報告」は根本的な誤りを犯しているといえる。なぜなら、さまざまな「差別」あるいは「差別的取扱」を「社会生活」におけるものとし、さらに雇用の領域を含むとしていることである。答申のいう「社会生活」という不明朗な領域設定自体が問題であるが、百歩譲って「社会生活」における「差別」なるものの存在を是認しうるとしても、それぞれの「差別」は全く基本的性格の異なるものであり、それぞれについて解決あるいは解消方法も当然に異なっており、そのことを無視して、人権委員会に一括して委ねることは誤りであることはもちろん、また「報告」のいう一部分を同委員会に委ねることも誤りである。そういう意味では、答申は全く基本的性格の異なる「差別」をそれも「社会生活」における「差別」を一つにまとめて、そのなかで御都合主義的に一部分をとりだし救済の対象とするものであり、そのようなわくつきの答申に同調し、労働分野における問題を一部分であっても委ねるべきではない。もつというならば、労働分野における現行制度の拡充をはかるべきであって、人権委員会の関与を一切認めるべきではないと考える。

② 答申の指摘に従い、「個々の事件の調停・仲裁は、都道府県労働局に置かれている独立性のある紛争調整委員会を活用し、公平性・公正性が保たれるような運営を図ることが必要である」としている点である。

そもそも答申の予定する人権委員会の独立性に対しては期待すべくもなく、国家機関が私人間の人権侵害に強権的に介入すべきではないと考える。このことを全く考慮せず、紛争調整委員会の独立性と公平・公正な運用を強調することにどれほどの意味があるのだろうか。現行の紛争調整委員会が労働者の権利保障あるいはその実現にかかど貢

献しているかはなほだ疑問であるが、権利救済の基本手続が確立していない状況において、ADR的手法を設けることは本末転倒であろう。ましてADR的手法の公平・公正など期待すべくもないといつても過言ではなからう。

③ 利用者に対するワンストップ・サービスの提供の観点の重要性に関して、「労働分野における人権侵害については、相談者が厚生労働省及び人権委員会のどちらの窓口に行ってもこれらについてワンストップのサービスを受けられることを原則としつつ、事案に応じて、人権委員会が厚生労働省の機関に紹介・引き継ぎを行うことができる」とするなどの適切な役割分担を図ることが適当である」とする点である。

上述で指摘したところであるが、たとえ簡易な救済手続であっても、労働分野の問題に関して人権委員会の関与を認めるべきではないと考える。権利救済の基本手続を整備しないでADR的手法に頼ること自体に問題があるが、たとえADR的手法の存在を認めるとしても、労働分野の問題に関しては労働分野における一元的処理を行うべきである。このような「適切な役割分担」を認めると、「たらい回し」にはなることは目に見えており、人権委員会自体に労働問題を処理する能力が全くないことをもつと察知すべきであろう。

④ 労働分野における具体的な救済制度の内容およびその実施機関については別紙に示し、さらに、「調停・仲裁の申請、開始の方法等救済の手続については、人権委員会が行うものと同じにすべきである」とし、人権委員会の行う「訴訟参加」について厚生労働大臣の関与を述べている点である。

ここでは、異なる「差別」、異なる解決方法を必要とする「差別」に関して、ひとつの救済手続にまとめることは全く不可能であり、そのことを無視して、答申のいう積極的救済の手続と同一にすべきとするのは、全くの暴論である。そういう意味では、筆者もそれぞれの「差別」に関して根本的解決を視野に入れた救済手続の確立の課題を痛感するが、そのことを思考停止して、人権委員会の救済手続と同一にすべきとする結論はどこからでてくるものであ

ろうか、全く不可解である。

⑤ 「積極的救済の対象として禁止される差別の範囲を明確化することは、差別的取扱い等の未然防止のための啓発に有効なものである。このため、これら範囲の明確化に努めることが必要である」としている点である。

この「報告」の文言は大筋において同意できるものではないが、根本的な誤りに気づいていないか故意にごまかしているのか知る由もないが、いずれにしても大きな誤りを犯していることが気になるところである。筆者自身も、差別禁止を法案化する以上、差別の範囲を厳密に明確化することの必要性を感じている。しかし「報告」は、その目的を「啓発」のために必要だという。どのような「啓発」を誰が行うかが明確ではないが、どのような「啓発」であっても、「これが差別だ」式の「啓発」などありえないことが全く認識されていないことに疑念をもつものである。これとかかわって、労働分野における人権啓発を積極的に実施するとしているが、「啓発」する対象をとりちがえることになると、労使関係に大きな混乱をもたらすだけであることを指摘したい。

⑥ 「労働分野において他の分野における人権救済制度と同等の救済制度の整備を図ることに伴い」、均等法による調停等について必要な法規整備を行うとしている点である。

このことも本末転倒の措置である。人権委員会による救済制度に適合させるために、現行労働関係法令を改変することは、あまりにも無茶苦茶な措置である。異なる人権侵害には異なる人権救済制度あるいは救済手続が必要であるにもかかわらず、ある意味では日本の法体系を根本的に破壊しかねない答申の人権救済制度に無批判に従い、現行労働関係法令を改変するが如き誤りは犯すべきではなからう。

いずれにしても、検討会議の「報告」が示す方向性は、労働分野における「差別」を解消することに寄与しないどころか、労働者間にいたずらに混乱をもちこみ、使用者による支配の道具に転化することを指摘しておきたい。

四 労使紛争解決システムと人権擁護法案

本稿は、主題を「人権擁護法案と労使紛争解決システム」として、主に人権擁護法案をめぐる法務省および厚生労働省の動きを検討してきた。本稿は、人権擁護法案になぜ労働関係における人権侵害救済なるものが導入されたかという素朴な疑問から出発している。しかし主題自体に奇異な感じをうけられる節もあろう。

① そこでまず筆者があえてこのような主題をかかげた理由をここで明らかにしておく必要があると考える。

このような主題をかかげた理由は、次の点にある。まず第一に、人権擁護法案自体が日本において「人権」あるいは「差別」という法概念について意図的に混乱をもちこむものであると考えるからである。第二に、このような混乱をもちこむ法案に、労働関係における人権にかかわる問題を導入すべきではないと考えるからである。第三に、労働分野における紛争処理あるいは権利救済のシステムは、当然のこととして労働関係の独自の性格からして労働分野において独自のシステムの確立を追求すべきであると考えるからである。

② ところが、今日の事態は筆者が考える方向とは逆の方向に動いている。そこで再確認の意味で、人権擁護法案が今日において意味するものについて考えておきたい。

まず第一に、人権擁護法案は多面的な性格をもつ法案である。それは、人権擁護推進審議会の審議を通じて、本来行すべき審議を行わず（人権委員会の独立性、救済対象としての公権力による人権侵害など）、法案の多面性を導く誤った審議を行ったことからくるものである。

第二は、誤った審議から導きかれる第二号答申は「同和問題」（一九九六年の地対協意見具申の基調である根強い差別意識と不当な差別的救済）から人権問題をとらえ、そのことが法案に色濃く反映していることである。ちなみに

第二号答申において「差別」として列挙しているものは次の通りである。すなわち、「差別の関係では、女性・高齢者・障害者・同和関係者・アイヌの人々・外国人・HIV感染者・同性愛者等に対する雇用における差別的取扱い、ハンセン病患者・外国人等に対する商品・サービス・施設の提供等における差別的取扱い、同和関係者・アイヌの人々等に対する結婚・交際における差別、セクシャルハラスメント、アイヌの人々・外国人・同性愛者等に対する嫌がらせ、同和関係者・外国人・同性愛者に対する差別表現等の問題がある⁽¹⁸⁾」としている。このような性格・要因・歴史の異なる差別を同和問題の観点からのみとらえ、それも人権問題にまで「普遍的」に拡大しようとするのが審議会答申の立場であり、そのことが法案にもみえかくれていることである。

第三に、現在の政治情勢および世相を反映して、何の説明もなく、「虐待」と「メディアによる人権侵害」を人権救済の対象としていることである。「虐待」については、ストーカー規制、DV防止、セクハラ等と並んで、私人間の紛争あるいは権利侵害に公権力あるいは社会権力の強権的介入を許すものである。このような国民あるいは社会構成員間の問題については、自主解決のルールを基本とし、法違反に対しては刑事・民事司法による解決という基本枠組みを確立すべきであって、権力介入によつては根本的解決の方向を見出しえないものである。「メディアによる人権侵害」については、報道規制法案三セットのひとつとして答申や法案に政治的にくみ入れられたことは明らかである。

人権擁護法案は、上述のような多面的かつ複雑怪奇な性格をもつものであり、そのような極めて政治的性格の濃い法案に、なに故に労働関係における人権侵害救済が導入される途を開いたのか、今もつて納得しがたいことである。しかし現実には法案に導入され、本来あるべき労使紛争解決システムの構築にとつてあらたな困難をもたらすことに至っているといわざるをえない。

③ 最後にそれでは、本来あるべき労使紛争解決システムを構築していくためには、どのような課題があるのであろうか。

まず第一に、人権擁護法案自体が日本の人権発達のためにも廃案にされるべきであるが、そのことと同時に、同法案に導入された労働関係における特別人権侵害なるものの規定自体を厚生労働省(国土交通省も同じく)のイニシアティブによって削除すべきである。それはなぜか。異なる性格をもつ人権侵害あるいは差別を混乱した一元的処理で行うことは、労働分野における独自のシステムの確立にとって有害であるばかりでなく、労働者間にあらたな分断をもちこむことになるからである(法案第六六条一項二号)。さらに「事業主」による「不当な差別的取扱い」については、労働条件に関する基本法たる労働基準法第三条にもりこみ同条を改正すべきであつて、同法案から削除すべきである(法案第六六条一項一号)。ただしその際、「人種等」についてはあらためて慎重に検討し直す必要がある。

第二に、労使紛争あるいは労働者の権利侵害の件数は着実に増加している事実が存在することは確かである。⁽¹⁹⁾この事実に対して、現行紛争処理制度はそれぞれに限界あるいは制約があることもまた事実である。⁽²⁰⁾このような事態に対して、労組法あるいは労基法の法原則を基本にした労使紛争解決・労働者の権利侵害救済システムの確立が求められていることもこれまた事実である。その際の大原則は、労働分野における独自のシステムを確立することであつて、性格の異なる権利侵害の処理システムと混同すべきではなく、あくまで性格の異なる権利侵害に対してはそれぞれ独自のシステムが構築されるべきであらう。人権擁護法案の予定する人権委員会体制には、数多くの性格の異なる権利侵害に対処する能力は全くなく、体制整備も全く予定されていないことを付言しておく(なお末尾に、人権擁護法案の全容を明らかにするために、法案全文を資料として掲載しておきたい。⁽²¹⁾)

- (1) 人権擁護法案については、法務省『人権擁護法案関係資料』（平成一四年一五四回国会提出）参照。
- (2) 新聞社各社の人権擁護法案に関する報道は、ほとんどが同法案の報道規制の側面のみ焦點をあてて批判的報道を展開している。例えば、毎日新聞二〇〇二年二月二日付は、「メディア規制は許せない」とする主張をかかげている。また、読売新聞二〇〇二年五月二日付は、個人情報保護法案と並んで人権擁護法案の「修正試案」なるものを提起しているが、このような報道機関の姿勢は論外である。その証左として、即小泉首相がこの報道にとびつく報道がなされている。このように人権擁護法案の報道規制の側面のみ偏重するのは、同法案が「同和がらみ」法案であることに起因していることを、筆者もパネラーとして参加したシンポジウムにおいて新聞労連の方が率直に語っている（部落問題研究所主催シンポジウム「人権擁護法案で人権を守るか」二〇〇二年六月六日大阪）。
- (3) 地域改善対策協議会（旧総務庁所管）意見具申は次のように指摘している。すなわち「同和問題の解決に向けた今後の主要な課題は、依然として存在している差別意識の解消、人権侵害による被害の救済等の対応」と指摘している。この指摘をうけ、政府は、人権擁護のために、①人権教育・人権啓発と②二世紀にふさわしい人権侵害救済制度の確立を鋭意検討するとして、意見具申（一九九六年五月）から約半年後に、人権擁護施策推進法（五カ年時限立法）を一九九六年一月に成立させている。
- (4) 法案の土台となる第二号答申については、拙稿「人権擁護推進審議会の動向と人間の権利保障」大阪経済法科大学法学研究所紀要第三二号一頁以下（二〇〇一年三月）を参照。これは、第二号答申の骨格である二〇〇〇年一月二八日付の『人権救済制度の在り方に関する中間取りまとめ』を論評したものである。このいわゆる『中間取りまとめ』に対する筆者の見解および第二号最終答申に対する筆者の論評については、村下 博『「人権」による人権侵害」部落問題研究所二〇〇一年八月六七頁以下、五四頁以下参照。さらに、いわゆる『中間取りまとめ』に関しては、「特集—人権救済機関設置をめぐって」法律時報七三巻二号五頁以下とくに奥平・田島・阿部・梓澤論文参照。また「特集—人権救済制度の在り方をめぐって」ジュリスト一一九六号二頁以下、野中俊彦「新しい人権救済制度を求めて—人権擁護推進審議会の答申と今後の課題」ジュリスト一二二二号一一六頁以下がある。
- (5) 第一号答申に関しては、拙稿「人権擁護推進審議会の動向と人間の権利」大阪経済法科大学法学研究所紀要第三二号（二

〇〇〇年九月）三一頁以下参照。筆者はこのなかで、「結論からいって、人権侵害と差別とは全く別個の概念である。審議会の多数を占める法律学者のメンバーがこの混同（意図的に混同していることを指す）を意図的にみすこしてしているとすれば、知的作業の放棄であり、かつまた学問的墮落である。人権侵害とは、憲法・実定法上また判例上明白に確立されたかつ多数によって是認された権利に対する侵害であり、差別とは、あくまで実態概念であって決して法的概念ではないことを強調しておきたい」と述べ（四一頁）、さらに答申が人権問題を事実上私人間の問題に限定してしまっていることを批判しておいた。「特集—人権擁護の推進・啓発に向けて」ジュリスト一一六七号とくに野中論文二七頁以下、〈座談会〉六頁以下参照。

(6) 第二号答申に至る公聴会において、筆者は次のような批判的意見を表明した。すなわち、①人権問題を私人間の問題（差別・虐待・メディアによる人権侵害）に限定しているが、日本における最大の人権侵害は公権力によるものであること、②第一号答申で行財政措置で十分としていたのに、人権教育・啓発推進法を成立させる国会は、答申を超えた領域にまで拡大するもので非常におかしいこと、③人権擁護機関の設立は、貧富の差で司法救済とADR救済にふりわけて誘導するものであり不要であること。すなわち人権救済の本体は司法救済であることなどの点を表明した。朝日新聞二〇〇一年二月一日付参照。

(7) 人権擁護法案が国政レベルでの同和行政の終結をめぐる経緯から登場してきたことは疑いの事実である。そのことは、審議会の副会長を務めた野中俊彦が公言していることである。これに関しては〈座談会〉人権擁護推進審議会の答申をめぐって「ジュリスト一一六七号六頁」。

同和問題の現状については論者によって種々の見解にわかれるものと考えるが、筆者は、同和問題の解決にとって国民の「意識」が障害になるとは全く考えておらず、むしろ国民の「意識」を障害物だとして、「お上」が上からあるいは強制的に「啓発」を行うこと自体が差別解消の障害あるいはあらたな困難をつくりだすものであると考える。同和問題の解決策としては、社会構成員相互あるいは地域住民相互の間で、自主的かつ具体的な交流が促進される以外に方法はないと考える。

(8) 人権擁護法案をめぐっては、人権団体あるいは人権を扱う団体の立場によって種々見解がわかれていることは事実であ

る。そのなかで日弁連は、審議会の動向を前向きに評価する時期もあったが、最終的には、同法案の全面見直しを要請する立場に変化してきている（日本弁護士連合会「人権擁護法案に対する理事会決議」二〇〇二年三月一五日付）。なお同会は同決議のなかで注目すべき指摘を行っている。すなわち「労働分野での女性差別や退職要・いじめ等の人権侵害については、厚生労働省の紛争解決機関に委ねてしまい、特別人権侵害調査などの権限は厚生労働大臣（船員は国土交通大臣）にあるものとされ、この分野における救済機関の独立性は全く考慮されていない。今ある都道府県労働局長による指導・助言や紛争調整委員会によるあつせん・調停は、人権侵害被害者の視点に立っておらず、実効ある役割を果たしていないとの批判があり、労働分野を人権委員会から切り離す理由はない」としている。筆者もこの指摘の大部分について賛同するが、結論として人権委員会で労働分野の権利救済を行えという主張には賛同しがたい。それは、人権委員会のもつ基本的性格および体制整備の観点からみると人権委員会に委ねること自体が誤りであり、労働分野においては独自のシステムを構築すべきであると考えらるからである。

また「公権力による人権侵害」に関する扱いについては、確かに法案三条に公務従事者による差別的取扱い・差別的言動・虐待を規定しているが、これらの事実が公になる保障がどこにあるかはなほ疑問である。この点に関しては前掲注(4)五十嵐二葉「公権力による人権侵害」ジュリスト一一九六号二一頁以下参照。

(9) 報道規制三法案とは、青少年有害社会環境対策基本法(案)―国会未提出―、個人情報保護法案と人権擁護法案をいい、別称「報道規制三セット」とも呼ばれている。これら法案登場の表向きの理由はなるほどと考えられるものと錯覚させられるが、これらはいずれも、有事体制維持のために報道統制をねらうものであることにまちはがいはない。この点に関しては田島泰彦「正念場に立つ『表現の自由』」世界二〇〇二年五月号二〇頁以下、毎日新聞二〇〇二年四月九日付参照。

(10) 官報(号外・平成一四年四月二四日)―第一五四回国会参議院議事録第二〇号一頁。
前掲四頁。

(12) 人権擁護法案については、メディア規制に焦点をあてた批判的見解が多くだされているが、この点についてはさしあたり次のものを参照・朝日新聞二〇〇二年四月一〇日付(シミュレーション―人権擁護法案とメディア―)、京都新聞二〇〇二年四月一日付(―人権擁護法案・メディアに法規制必要か(緊急シンポ)―)。

なお法案の前提である第二号答申とりまとめ段階でのいわゆる『中間取りまとめ』に関しては「特集—人権救済制度の在り方をめぐって—」のなかの桂敬一「メディアによる人権侵害—混乱する報道の役割に関する社会的合意」ジュリスト 一九六号二七頁以下がある。

- (13) また人権擁護法案の総合的批判については「特集—人権擁護法案—人権と部落問題六九一号（二〇〇二年七月）がある。法務省人権擁護局作成「人権擁護推進審議会第三七回会議事録要旨」（平成二二年二月一日）。同会において、労働省浅野労働基準局監督課長は、別紙2のレジュメに基づいて、「紛争解決援助制度について」を説明している。ここで説明されている事項は「労働条件についての労働者と使用者との間の紛争」であり、断じて「差別」にかかわるものではない。そういう意味では、審議過程で「労働者間の差別」について一切問題とされていない。

- (14) 労働分野における人権救済制度検討会議は、二〇〇一年一月三〇日、同一一月二二日、同一一月二九日、同一二月七日など合計五回開催されている。特に注目されるのは第四回同会議において、岡崎労政担当参事官が九点にわたり最終とりまとめの論点を提示していることである。

- (15) いわゆる検討会議第一回会議において坂本統括官が検討趣旨を述べたものである。同検討会議二〇〇一年一月三〇日付議事録。

- (16) 厚生労働省発表（平成二三年二月二〇日）『労働分野における人権救済制度検討会議報告』について「および労働分野における人権救済制度検討会議「労働分野における人権救済制度の在り方について（報告）」。

- (17) 検討会議の（報告）に添付された別紙を資料として掲載しておく。別紙は次頁のとおり。

- (18) 本文に列挙した「差別」なるものについては、同一の救済手続で処理することが「差別」の根本的解決に寄与するものではないと考える。人権擁護推進審議会『人権救済制度の在り方について（答申）』（平成一三年五月二五日）一四頁。さらに、国連規約人権委員会の勧告では、「差別」に関連して、「合理的差別と規約二六条」、「婚外子」、「在日コリアンに対する差別」、「女性に対する制定法上の差別」、「再入国許可」など多くの課題をあげているが、法案では全くとりあげられていないことを指摘しておく。

- (19) 集团的労働関係紛争の減少、個別労働関係紛争の量的増加とその質的变化については多方面から指摘されているところ

(別紙)

	人権侵害一般	労働分野の人権侵害	
対象範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易な救済は、あらゆる人権侵害を対象とする。 ・積極的救済は、以下の人権侵害を対象とする。 <ol style="list-style-type: none"> (1)差別的取扱い等 ・人種、信条、性別、社会的身分、門地、障害、疾病、性的指向等（以下「人種等」という。）を理由とする社会生活（公権力との関係に係るもののほか、雇用、商品・サービス・施設の提供、教育の領域における私人間の関係に係るものを含む。）における差別的取扱い ・セクシュアルハラスメント ・人種等にかかわる嫌がらせ (2)虐待 (3)公権力による人権侵害 (4)メディアによる人権侵害 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主が、人種等を理由として、雇用の領域（採用、労働条件）において行う差別的取扱い ・職場におけるセクシュアルハラスメント ・職場における人種等にかかわる嫌がらせ 	
相談	<ul style="list-style-type: none"> ・人権委員会（仮称）が相談に応ずる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働大臣（厚生労働省の職員：総合労働相談コーナー等）が相談に応ずる。 ・人権委員会による相談においては、事案に応じて厚生労働省の機関を紹介するなど、関係機関間の緊密な連携協力関係を構築する。 	
簡易な救済	<ul style="list-style-type: none"> ・人権委員会は、以下のような強制的要素を伴わない専ら任意的手法による救済措置を講ずることができる。 <ol style="list-style-type: none"> (1)助言、関係機関への紹介・取次ぎ等 (2)あっせん (3)啓発的手法を用いた指導等 	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働大臣（都道府県労働局長）が左記の措置を講ずる。 ・人権委員会が左記の措置を講ずる場合には、事案に応じて厚生労働省の機関を紹介するなど、関係機関間の緊密な連携協力関係を構築する。 	
積極的救済	特別調査	<ul style="list-style-type: none"> ・人権委員会は、積極的救済の対象となる人権侵害（メディアによる人権侵害を除く。）について、過料又は罰金で担保された質問調査権、文書提出命令権、立入調査権等を有する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の調査等は、厚生労働大臣（都道府県労働局長）が行う。
	調停・仲裁	<ul style="list-style-type: none"> ・人権委員会は、調停（当事者間の合意による紛争解決を促す手続）・仲裁（仲裁人が、仲裁判断に従うとの当事者双方の合意を前提として、確定判決と同一の効力を持つ判断を示す手続）を行うことができる。 ・調停・仲裁の手続に関しては、各地において、法律専門家、学識経験者、一般有識者等の参加を得る体制の整備を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の調停・仲裁は、厚生労働大臣（都道府県労働局長）が紛争調整委員会に行わせる。 ・調停については、関係労使の意見聴取のための規定を設ける。
	勧告・公表	<ul style="list-style-type: none"> ・人権委員会は、人権侵害の加害者に対する勧告（人権侵害の事実を指摘して任意に救済措置を講ずるよう促す措置）及びその不遵守に対する公表をすることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の勧告・公表は、厚生労働大臣が行う。
	訴訟援助	<ul style="list-style-type: none"> ・人権委員会は、勧告をした事案について、調査の過程で収集した資料を被害者が自らの訴訟に活用できるよう資料提供をすることができる。 ・人権委員会は、人権侵害の被害者の訴訟に参加することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の資料提供は、厚生労働大臣が行う。 ・訴訟参加に関しては、労働分野の人権侵害についても、人権委員会が行う。

厚生労働省で行う部分

である。さしあたり厚生労働大臣官房地方課労働紛争処理業務室編『個別紛争解決促進法』労務行政研究所二〇〇一年一月一日一九頁参照。

- (20) 労働に関する紛争処理機関としては、裁判所、労働委員会、労基署、機会均等調停委員会、都道府県労政事務所などがあるが、それぞれに制約、限界を有しており、「あるべき労使紛争解決システム」の構築が求められているところである。
- (21) なお法案により設置予定の人権委員会に対して、国連人権高等弁務官より、その独立性、救済対象について異議が届いていることを付言しておく。例えば、ロビンソン国連人権高等弁務官書簡(二〇〇二・六・六)によれば「私は、日本弁護士連合会及び様々な日本の非政府組織(NGO)から意見を受けたが、いずれも人権擁護法案の一部規定がパリ原則に完全に合致しない旨を強く示唆している。法案の非公式訳を入手したが、その中には多くの肯定的規定がある一方で、表明されているいくつかの懸念は十分根拠があるものと思われた」と指摘している。

〔付記〕 人権擁護法案はその総則規定において、「人権侵害(不当な差別・虐待等)を禁止する事由として、社会的身分障害、疾病、「人種等」を列挙し、それぞれについて定義を行っている。これらの事由は、第二号答申で列挙した「差別」を法案にとり入れるための苦肉の策であろうが、看過できない問題を含んでいる。とくに「人種等」については、法案にひんばんに規定されており、今後、多くの問題を発生させることになろう。そこで「人種等」について、比較対照を行っておく。まず憲法一四条は、差別禁止事由として「人種、信条、性別、社会的身分、門地」を規定する。つぎに労基法三条は、同じく「国籍、信条、社会的身分」を規定する。これに対し、法案は、社会的身分、障害、疾病の定義に加え、「人種等」の内容として「人種、民族、信条、性別、社会的身分、門地、障害、疾病、性的指向」をいうとする。上述の憲法、労基法あるいはその他の現行法規の差別禁止事由と法案に定める差別禁止事由との関係をどのように理解すればいいのであろうか。また禁止の対象領域は、憲法一四条にいう「政治的、経済的または社会的関係」あるいは文化的関係に及ぶのであろうか。いずれにしる、憲法、国際条約の規定する差別禁止事由および差別禁止領域と人権擁護法案の規定するそれらとの比較対照のうえ、法案のもつ「恣意性」を明らかにする必要がある。ただ法案が禁止事由および禁止領域を「社会生活」に限定していることは自ずと浮かび上がっている。

人権擁護法案（法務省『人権擁護法案関係資料』）

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 人権委員会（第五条—第二十條）
- 第三章 人権擁護委員（第二十一条—第三十六條）
- 第四章 人権救済手続
 - 第一節 総則（第三十七條・第三十八條）
 - 第二節 一般救済手続（第三十九條—第四十一条）
 - 第三節 特別救済手続
 - 第一款 通則（第四十二條—第四十四條）
 - 第二款 調停及び仲裁
 - 第一目 通則（第四十五條—第四十九條）
 - 第二目 調停（第五十條—第五十六條）
 - 第三目 仲裁（第五十七條—第五十九條）
 - 第三款 勧告及びその公表（第六十條・第六十一条）
 - 第四款 訴訟援助（第六十二條・第六十三條）
 - 第五款 差別助長行為等の差止め等（第六十四條・第六十五條）
- 第五章 労働関係特別人権侵害及び船員労働関係特別人権侵害に関する特例
 - 第一節 総則（第六十六條—第六十八條）
 - 第二節 労働関係特別人権侵害に関する特例（第六十九條—第七十四條）
 - 第三節 船員労働関係特別人権侵害に関する特例（第七十五條—第八十條）

第四節 適用除外（第八十一条）

第六章 補則（第八十二条—第八十六条）

第七章 罰則（第八十七条・第八十八条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、人権の侵害により発生し、又は発生するおそれのある被害の適正かつ迅速な救済又はその実効的な予防並びに人権尊重の理念を普及させ、及びそれに関する理解を深めるための啓発に関する措置を講ずることにより、人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、もって、人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「人権侵害」とは、不当な差別、虐待その他の人権を侵害する行為をいう。

2 この法律において「社会的身分」とは、出生により決定される社会的な地位をいう。

3 この法律において「障害」とは、長期にわたり日常生活又は社会生活が相当な制限を受ける程度の身体障害、知的障害又は精神障害をいう。

4 この法律において「疾病」とは、その発症により長期にわたり日常生活又は社会生活が相当な制限を受ける状態となる感染症その他の疾患をいう。

5 この法律において「人種等」とは、人種、民族、信条、性別、社会的身分、門地、障害、疾病又は性的指向をいう。

(人権侵害等の禁止)

第三条 何人も、他人に対し、次に掲げる行為その他の人権侵害をしてはならない。

一 次に掲げる不当な差別的取扱い

イ 国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する者としての立場において人種等を理由とする不当な差別的取扱い

ロ 業として対価を得て物品、不動産、権利又は役務を提供する者としての立場において人種等を理由とする不当な差別的取扱い

ハ 事業主としての立場において労働者の採用又は労働条件その他労働関係に関する事項について人種等を理由とする不当な差別的取扱い（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律百二十三号）第八条第二項に規定する定めに基づく不当な差別的取扱い及び同条第三項に規定する理由に基づく解雇を含む。）

二 次に掲げる不当な差別的言動等

イ 特定の者に対し、その者の有する人種等の属性を理由としてする侮辱、嫌がらせその他の不当な差別的言動

ロ 特定の者に対し、職務上の地位を利用し、その者の意に反してする性的な言動

三 特定の者に対して有する優越的な立場においてその者に対してする虐待

2 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

一 人種等の共通の属性を有する不特定多数の者に対して当該属性を理由として前項第一号に規定する不当な差別的取扱いをするのを助長し、又は誘発する目的で、当該不特定多数の者が当該属性を有することを容易に識別することを可能とする情報を文書の頒布、掲示その他これらに類する方法で公然と掲示する行為

二 人種等の共通の属性を有する不特定多数の者に対して当該属性を理由として前項第一号に規定する不当な差別的取扱いをする意思を広告、掲示その他これらに類する方法で公然と表示する行為

(国の責務)

第四条 国は、基本的人権の享有と法の下の平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり、人権の擁護に関する施策を総合的に推進する責務を有する。

第二章 人権委員会

(設置)

第五条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項の規定に基づいて、第一条の目的を達成することを任務とする人権委員会を設置する。

2 人権委員会は、法務大臣の所轄に属する。

(所掌事務)

第六条 人権委員会は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 人権侵害による被害の救済及び予防に関すること。

二 人権啓発及び民間における人権擁護運動の支援に関すること。

三 人権擁護委員の委嘱、養成及び活動の充実に関すること。

四 所掌事務に係る国際協力に関すること。

五 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき人権委員会に属させられた事務

（職権行使の独立性）

第七条 人権委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

（組織）

第八条 人権委員会は、委員長及び委員四人をもって組織する。

2 委員のうち三人は、非常勤とする。

3 委員長は、人権委員会の会務を総理し、人権委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、常勤の委員が、その職務を代理する。

（委員長及び委員の任命）

第九条 委員長及び委員は、人格が高潔で人権に関して高い識見を有する者であつて、法律又は社会に関する学識経験のあるものの中から、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 前項の任命に当たつては、委員長及び委員のうち、男女のいずれか一方の数が二名未満とならないよう努めるものとする。

3 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、第一項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。

4 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。

(任期)

第十条 委員長及び委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員長及び委員は、再任されることができる。

3 委員長又は委員の任期が満了したときは、当該委員長又は委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行ふものとする。

(身分保障)

第十一条 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることはない。

一 禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 人権委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

三 第九条第四項の場合において、両議院の事後の承認を得られなかったとき。

(罷免)

第十二条 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(委員長及び委員の職務等)

第十三条 委員長及び委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 委員長及び常勤の委員は、在任中、営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行い、又は内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事してはならない。

4 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(会議)

第十四条 人権委員会の会議は、委員長が招集する。

2 人権委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 人権委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 人権委員会が第十一条第二号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

5 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、常勤の委員は、委員長とみなす。

(事務局)

第十五条 人権委員会の事務を処理させるため、人権委員会に事務局を置く。

2 事務局の職員のうちには、弁護士となる資格を有する者を加えなければならない。

(地方事務所等)

第十六条 人権委員会の事務局の地方機関として、所要の地に地方事務所を置く。

2 前項の地方事務所の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

3 人権委員会は、政令で定めるところにより、第一項の地方事務所の事務を地方法務局長に委任することができる。

(公聴会)

第十七条 人権委員会は、その職務を行うため必要があると認めるときは、公聴会を開いて、広く一般の意見を聴くことができる。

(職務遂行の結果の公表)

第十八条 人権委員会は、この法律の適正な運用を図るため、適時に、その職務遂行の結果を一般に公表することができる。

(国会に対する報告等)

第十九条 人権委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し、所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

(内閣総理大臣等又は国会に対する意見の提出)

第二十条 人権委員会は、内閣総理大臣若しくは関係行政機関の長に対し、又は内閣総理大臣を経由して国会に対し、この法律の目的を達成するために必要な事項に関し、意見を提出することができる。

第二章 人権擁護委員

(設置)

第二十一条 地域社会における人権擁護の推進を図るため、人権委員会に人権擁護委員を置く。

2 人権擁護委員は、社会奉仕の精神をもって地域社会における人権擁護活動に従事することにより、人権が尊重される社会の実現に貢献することをその職責とする。

3 人権委員会は、前項の人権擁護委員の職責にかんがみ、これを遂行するのにふさわしい人材の確保及び養成に努めるとともに、その活動の充実を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(委嘱)

第二十二条 人権擁護委員は、人権委員会が委嘱する。

2 前項の人権委員会の委嘱は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が推薦した者のうちから、当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）を包括する都道府県の区域（北海道にあつては、第三十二条第二項ただし書の規定により人権委員会が定める区域とする。第五項及び次条において同じ。）内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。

3 市町村長は、人権委員会に対し、当該市町村の住民で、人格が高潔であつて人権に関して高い識見を有する者及び弁護士会その他人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員のうちから、当該市町村の議会の意見を聴いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4 人権委員会は、市町村長が推薦した候補者が人権擁護委員として適当でないと認めるときは、当該市町村長に対し、相当の期間を定めて、更に他の候補者を推薦すべきことを求めることができる。

5 前項の場合において、市町村長が同項の期間内に他の候補者を推薦しないときは、人権委員会は、第二項の規定にかかわらず、第三項に規定する者のうちから、当該市町村を包括する都道府県の区域内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、人権擁護委員を委嘱することができる。

6 人権委員会は、人権擁護委員を委嘱したときは、当該人権擁護委員の氏名及び職務をその関係住民に周知させるため、適当な措置を講ずるものとする。

7 市町村長は、人権委員会から求められたときは、前項の措置に協力しなければならない。

(委嘱の特例)

第二十三条 人権委員会は、前条第二項に規定する市町村長が推薦した者以外に特に人権擁護委員として適任と認められる者があるときは、同項から同条第五項までの規定にかかわらず、その者の住所地の属する市町村の長並びに当該市町村を包括する都道府県の区域内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、その者に人権擁護委員を委嘱することができる。

(定数)

第二十四条 人権擁護委員の定数は、全国を通じて二万人を超えないものとする。

2 各市町村ごとの人権擁護委員の定数は、その地域の人口、経済、文化その他の事情を考慮して、人権委員会が定める。

3 都道府県人権擁護委員連合会は、前項の人権擁護委員の定数につき、人権委員会に意見を述べることができる。

(任期等)

第二十五条 人権擁護委員の任期は、三年とする。

2 人権擁護委員は、再任されることができる。

3 人権擁護委員の任期が満了したときは、当該人権擁護委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

4 人権擁護委員は、非常勤とする。

(費用)

第二十六条 人権擁護委員には、給与を支給しないものとする。

2 人権擁護委員は、政令で定めるところにより、予算の範囲内で、職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

(職務執行区域)

第二十七条 人権擁護委員は、その者の委嘱の時における住所地の属する市町村の区域内において、職務を行うものとする。ただし、特に必要がある場合においては、その区域外においても、職務を行うことができる。

(職務)

第二十八条 人権擁護委員の職務は、次のとおりとする。

- 一 人権尊重の理念を普及させ、及びそれに関する理解を深めるための啓発活動を行うこと。
- 二 民間における人権擁護運動の推進に努めること。
- 三 人権に関する相談に応ずること。
- 四 人権侵害に関する情報を収集し、人権委員会に報告すること。
- 五 第三十九条及び第四十一条の定めるところにより、人権侵害に関する調査及び人権侵害による被害の救済又は予防を図るための活動を行うこと。
- 六 その他人権の擁護に努めること。

(職務)

第二十九条 人権擁護委員は、その職責を自覚し、常に人格識見の向上とその職務を行う上に必要な法律上の知識及び技術の修得に努め、積極的態度をもってその職務を遂行しなければならない。

(監督)

第三十条 人権擁護委員は、その職務に関して、人権委員会の指揮監督を受けるものとする。

(解嘱)

第三十一条 人権委員会は、人権擁護委員が次の各号のいずれかに該当するときは、関係都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、これを解嘱することができる。

- 一 心身の故障のため職務の執行ができないと認められるとき。
 - 二 職務上の義務違反その他人権擁護委員たるに適しない非行があると認められるとき。
- 2 前項の規定による解嘱は、当該人権擁護委員に、解嘱の理由が説明され、かつ、弁明の機会が与えられた後でなければ行うことができない。

(協議会、連合会及び全国連合会)

第三十二条 人権擁護委員は、人権委員会が各都道府県の区域を数個に分けて定める区域ごとに、人権擁護委員協議会を組織する。

2 人権擁護委員協議会は、都道府県ごとに都道府県人権擁護委員連合会を組織する。ただし、北海道にあつては、人権委員会が定める区域ごとに組織するものとする。

3 全国の都道府県人権擁護委員連合会は、全国人権擁護委員連合会を組織する。

(協議会の任務等)

第三十三条 人権擁護委員協議会は、次に掲げる事務を行うことを任務とする。

- 一 人権擁護委員の職務に関する連絡及び調整

- 二 人権擁護委員の職務に関し必要な資料及び情報の収集
 - 三 人権擁護委員の職務に関する研究及び意見の発表
 - 四 市町村その他関係行政機関及び関係のある公私の団体との連携協力
 - 五 その他人権擁護上必要な事項で人権委員会規則で定めるもの
- 2 人権擁護委員協議会は、定期的、又は必要に応じて、その業績を当該都道府県人権擁護委員連合会に報告しなければならない。

(連合会の任務等)

第三十四条 都道府県人権擁護委員連合会は、次に掲げる事務を行うことを任務とする。

- 一 人権擁護委員協議会の任務に関する連絡及び調整
 - 二 人権擁護委員の職務に関し必要な資料及び情報の収集
 - 三 人権擁護委員の職務に関する研究及び意見の発表
 - 四 都道府県その他関係行政機関及び関係のある公私の団体との連携協力
 - 五 その他人権擁護上必要な事項で人権委員会規則で定めるもの
- 2 都道府県人権擁護委員連合会は、定期的、又は必要に応じて、その業績を人権委員会に報告しなければならない。
- 3 都道府県人権擁護委員連合会は、人権擁護委員の活動の成果を踏まえた人権擁護に関する施策についての意見を人権委員会に申し出ることができる。

(全国連合会の任務等)

第三十五条 全国人権擁護委員連合会は、次に掲げる事務を行うことを任務とする。

- 一 都道府県人権擁護委員連合会の任務に関する連絡及び調整
 - 二 人権擁護委員の職務に関し必要な資料及び情報の収集
 - 三 人権擁護委員の職務に関する研究及び意見の発表
 - 四 関係行政機関及び関係のある公私の団体との連携協力
 - 五 その他人権擁護上必要な事項で人権委員会規則で定めるもの
- 2 全国人権擁護委員連合会は、定期的な、又は必要に応じて、その業績を人権委員会に報告しなければならない。
 - 3 全国人権擁護委員連合会は、人権擁護委員の活動の成果を踏まえた人権擁護に関する施策についての意見を人権委員会に申し出ることができる。

(表彰)

第三十六条 人権委員会は、人権擁護委員、人権擁護委員協議会、都道府県人権擁護委員連合会又は全国人権擁護委員連合会が、職務上特別な功労があると認めるときは、これを表彰し、その業績を一般に周知させるよう努めるものとする。

第四章 人権救済手続

第一節 総則

(人権侵害に関する相談)

第三十七条 人権委員会は、人権侵害に関する各般の問題について、相談に応ずるものとする。

2 人権委員会は、委員又は事務局の職員に、前項の相談を行わせることができる。

(救済手続の開始)

第三十八条 何人も、人権侵害による被害を受け、又は受けるおそれがあるときは、人権委員会に対し、その旨を申し出て、当該人権侵害による被害の救済又は予防を図るため適当な措置を講ずべきことを求めることができる。

2 人権委員会は、前項の申出があつたときは、当該申出に係る人権侵害事件について、この法律の定めるところにより、遅滞なく必要な調査をし、適当な措置を講じなければならない。ただし、当該事件がその性質上これを行うのに適当でないと認めるとき、又は当該申出が行為の日(継続する行為にあつては、その終了した日)から一年を経過した事件に係るものであるときは、この限りでない。

3 人権委員会は、人権侵害による被害の救済又は予防を図るため必要があると認めるときは、職権で、この法律の定めるところにより、必要な調査をし、適当な措置を講ずることができる。

第二節 一般救済手続

(一般調査)

第三十九条 人権委員会は、人権侵害による被害の救済又は予防に関する職務を行うため必要があると認めるときは、必要な調査をすることができる。この場合においては、人権委員会は、関係行政機関に対し、資料又は情報の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 人権委員会は、委員、事務局の職員又は人権擁護委員に、前項の調査を行わせることができる。

(調査の囑託)

第四十条 人権委員会は、人権侵害による被害の救済又は予防に関する職務を行うため必要があると認めるときは、

国の他の行政機関、地方公共団体、学校その他の団体又は学識経験を有する者に対し、必要な調査を囑託することができる。

(一般救済)

第四十一条 人権委員会は、人権侵害による被害の救済又は予防を図るため必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずることができる。

一 人権侵害による被害を受け、又は受けるおそれのある者及びその関係者(第三号において「被害者等」という。)に対し、必要な助言、関係行政機関又は関係のある公私の団体への紹介、法律扶助に関するあつせんその他の援助をすること。

二 人権侵害を行い、若しくは行うおそれのある者又はこれを助長し、若しくは誘発する行為をする者及びその関係者(次号において「加害者等」という。)に対し、当該行為に関する説示、人権尊重の理念に関する啓発その他の指導をすること。

三 被害者等と加害者等との関係の調整をすること。

四 関係行政機関に対し、人権侵害の事実を通告すること。

五 犯罪に該当すると思料される人権侵害について告発をすること。

2 人権委員会は、委員、事務局の職員又は人権擁護委員に、前項第一号から第四号までに規定する措置を講じさせることができる。

第三節 特別救済手続

第一款 通則

(不当な差別、虐待等に対する救済措置)

第四十二条 人権委員会は、次に掲げる人権侵害については、前条第一項に規定する措置のほか、次款から第四款までの定めるところにより、必要な措置を講ずることができる。ただし、第一号中第三条第一項第一号ハに規定する不当な差別的取扱い及び第二号中労働者に対する職場における不当な差別的言動等については、第六十三条の規定による措置に限る。

一 第三条第一項第一号に規定する不当な差別的取扱い

二 次に掲げる不当な差別的言動等

イ 第三条第一項第二号イに規定する不当な差別的言動であつて、相手方を畏怖させ、困惑させ、又は著しく不快にさせるもの

ロ 第三条第一項第二号ロに規定する性的な言動であつて、相手方を畏怖させ、困惑させ、又は著しく不快にさせるもの

三 次に掲げる虐待

イ 国又は地方公共団体の公権力の行使に当たる職員が、その職務を行うに於てする次に掲げる虐待

(1) 人の身体に外傷が生じ、又は生ずるおそれのある暴行を加えること。

(2) 人にその意に反してわいせつな行為をすること又は人をしてその意に反してわいせつな行為をさせること。

(3) 人の生命又は身体を保護する責任を負う場合において、その保護を著しく怠り、その生命又は身体を安全を害すること。

(4) 人に著しい心理的外傷を与える言動をすること。

ロ 社会福祉施設、医療施設その他これらに類する施設を管理する者又はその職員その他の従業者が、その施設に入所し、又は入院している者に対してするイ(1)から(4)までに掲げる虐待

ハ 学校その他これに類する施設を管理する者又はその職員その他の従業者が、その学生、生徒、児童若しくは幼児又はその施設に通所し、若しくは入所している者に対してするイ(1)から(4)までに掲げる虐待

ニ 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第二条に規定する児童虐待

ホ 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。)の一方が、他方に対してするイ(1)から(4)までに掲げる虐待

ヘ 高齢者(六十五歳以上の者をいう。)若しくは障害を有する者(以下この号において「高齢者・障害者」という。)の同居者又は高齢者・障害者の扶養、介護その他の支援をすべき者が、当該高齢者・障害者に対してするイ(1)から(4)までに掲げる虐待

四 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関又は報道機関の報道若しくはその取材の業務に従事する者(次項において「報道機関等」という。)がする次に掲げる人権侵害

イ 特定の者を次に掲げる者であるとして報道するに当たり、その者の私生活に関する事実をみだりに報道し、その者の名誉又は生活の平穩を著しく害すること。

(1) 犯罪行為(刑罰法令に触れる行為をいう。以下この号において同じ。)により被害を受けた者

(2) 犯罪行為を行った少年

(3) 犯罪行為により被害を受けた者又は犯罪行為を行った者の配偶者、直系若しくは同居の親族又は兄弟姉

妹

ロ 特定の者をイに掲げる者であるとして取材するに当たり、その者が取材を拒んでいるにもかかわらず、その者に対し、次のいずれかに該当する行為を継続的に又は反復して行い、その者の生活の平穩を著しく害すると。

(1) つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所の付近において見張りをし、又はこれらの場所に押し掛けること。

(2) 電話をかけ、又はファクシミリ装置を用いて送信すること。

五 前各号に規定する人権侵害に準ずる人権侵害であつて、その被害者の置かれている状況等にかんがみ、当該被害者が自らその排除又は被害の回復のための適切な措置を執ることが困難であると認められるもの

2 人権委員会は、前項第四号に規定する人権侵害について、調査を行い、又は同項に規定する措置を講ずるに当たっては、報道機関等の報道又は取材の自由その他の表現の自由の保障に十分に配慮するとともに、報道機関等による自主的な解決に向けた取組を尊重しなければならない。

(差別助長行為等に対する救済措置)

第四十三条 人権委員会は、次に掲げる行為については、第四十一条第一項に規定する措置のほか、第五款の定めるところにより、必要な措置を講ずることができる。

一 第三条第二項第一号に規定する行為であつて、これを放置すれば当該不当な差別的取扱いをすることを助長し、又は誘発するおそれがあることが明らかであるもの

二 第三条第二項第二号に規定する行為であつて、これを放置すれば当該不当な差別的取扱いをする意思を表示し

た者が当該不当な差別的取扱いをするおそれがあることが明らかであるもの

(特別調査)

第四十四条 人権委員会は、第四十二条第一項第一号から第三号までに規定する人権侵害(同項第一号中第三条第一項第一号ハに規定する不当な差別的取扱い及び第四十二条第一項第二号中労働者に対する職場における不当な差別的言動等を除く。)又は前条に規定する行為(以下この項において「当該人権侵害等」という。)に係る事件について必要な調査をするため、次に掲げる処分をすることができる。

一 事件の関係者に出頭を求め、質問すること。
二 当該人権侵害等に関係のある文書その他の物件の所持人に対し、その提出を求め、又は提出された文書その他の物件を留め置くこと。

三 当該人権侵害等が現に行われ、又は行われた疑いがあると認める場所に立ち入り、文書その他の物件を検査し、又は関係者に質問すること。

2 人権委員会は、委員又は事務局の職員に、前項の処分を行わせることができる。

3 前項の規定により人権委員会の委員又は事務局の職員に立入検査をさせる場合においては、当該委員又は職員に身分を示す証明書を携帯させ、関係者に提示させなければならない。

4 第一項の規定による処分の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第二款 調停及び仲裁

第一目 通則

(調停及び仲裁)

第四十五条 人権委員会は、この款の定めるところにより、第四十二条第一項に規定する人権侵害（同項第一号中第三条第一項第一号ハに規定する不当な差別的取扱い及び第四十二条第一項第二号中労働者に対する職場における不当な差別的言動等を除く。以下「特別人権侵害」という。）に係る事件について、調停又は仲裁の申請を受理し、調停委員会又は仲裁委員会を設けて、これに調停又は仲裁を行わせるものとする。

（申請）

第四十六条 特別人権侵害による被害について、当事者の一方又は双方は、人権委員会に対し、調停又は仲裁の申請をすることができる。

2 当事者の一方からする仲裁の申請は、この法律の規定による仲裁に付する旨の合意に基づくものでなければならぬ。

（職権調停）

第四十七条 人権委員会は、相当と認めるときは、職権で、特別人権侵害に係る事件を調停に付することができる。

（人権調整委員）

第四十八条 人権委員会に、その行う調停及び仲裁に参与させるため、人権調整委員を置く。

2 人権調整委員は、人格が高潔であつて、法律又は社会に関する学識経験のある者のうちから、人権委員会が任命する。

3 人権調整委員の任期は、三年とする。

4 人権調整委員は、再任されることができる。

5 人権調整委員は、非常勤とする。

6 前各項に規定するもののほか、人権調整委員の任命に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十九条 人権委員会は、人権調整委員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行ができないと認められるとき。

二 職務上の義務違反その他人権調整委員たるに適しない非行があると認められるとき。

2 前項の規定による解任は、当該人権調整委員に、解任の理由が説明され、かつ、弁明の機会が与えられた後でなければ行うことができない。

第五十五条 第二目 調停

(調停委員会)

第五十条 調停委員会は、人権委員会の委員長若しくは委員又は人権調整委員のうちから、事件ごとに、人権委員会の委員長が指名する三人の調停委員をもって組織する。

2 調停委員のうち少なくとも一人は、弁護士となる資格を有する者でなければならない。

(意見聴取)

第五十一条 調停委員会は、調停のため必要があると認めるときは、当事者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

(調停案の受諾の勧告)

第五十二条 調停委員会は、相当と認めるときは、一切の事情を考慮して調停案を作成し、当事者に対し、三十日以上の期間を定めて、その受諾を勧告することができる。

2 前項の調停案は、調停委員の過半数の意見で作成しなければならない。

3 第一項の規定による勧告がされた場合において、当事者が調停委員会に対し指定された期間内に受諾しない旨の申出をしなかったときは、当該当事者間に調停案と同一の内容の合意が成立したものとみなす。

(調停をしない場合)

第五十三条 調停委員会は、申請に係る事件がその性質上調停するのに適当でないとき、又は当事者が不当な目的のみだりに調停の申請をしたと認めるときは、調停をしないものとすることができる。

(調停の打ち切り)

第五十四条 調停委員会は、調停に係る事件について調停による解決の見込みがないと認めるときは、調停を打ち切ることができる。

2 第五十二条第一項の規定による勧告がされた場合において、指定された期間内に当事者から受諾しない旨の申出があったときは、当該当事者間の調停は、打ち切られたものとみなす。

(時効の中断)

第五十五条 前条第一項の規定により調停が打ち切られ、又は同条第二項の規定により調停が打ち切られたものとみなされた場合において、当該調停の当事者がその旨の通知を受けた日から三十日以内に調停の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、調停の申請の時又は職権で事件が調停に付された時に、訴えの提起があつたものとみなす。

(調停手続の非公開)

第五十六条 調停委員会の行う調停の手続は、公開しない。

(仲裁委員会)

第五十七条 仲裁委員会は、人権委員会の委員長若しくは委員又は人権調整委員のうちから、当事者が合意によって選定した者につき、事件ごとに、人権委員会の委員長が指名する三人の仲裁委員をもって組織する。ただし、当事者の合意による選定がされなかつたときは、人権委員会の委員長若しくは委員又は人権調整委員のうちから、事件ごとに、人権委員会の委員長が指名する三人の仲裁委員をもって組織する。

2 仲裁委員のうち少なくとも一人は、弁護士となる資格を有する者でなければならない。

(公示催告手続及び仲裁手続二関スル法律の準用)

第五十八条 仲裁委員会の行う仲裁については、この法律に特別の定めがある場合を除き、仲裁委員を仲裁人とみなして、公示催告手続及び仲裁手続二関スル法律(明治二十三年法律第二十九号)第八編(仲裁手続)の規定を準用する。

(準用規定)

第五十九条 第五十六条の規定は、仲裁委員会の行う仲裁について準用する。

第二款 勧告及びその公表

(勧告)

第六十条 人権委員会は、特別人権侵害が現に行われ、又は行われたと認める場合において、当該特別人権侵害による被害の救済又は予防を図るため必要があると認めるときは、当該行為をした者に対し、理由を付して、当該行為をやめるべきこと又は当該行為若しくはこれと同様の行為を将来行わないことその他被害の救済又は予防に必要な措置を執るべきことを勧告することができる。

2 人権委員会は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告の対象となる者の意見を聴かなければならない。

3 人権委員会は、第一項の規定による勧告をしたときは、速やかにその旨を当該勧告に係る特別人権侵害の被害者に通知しなければならない。

(勧告の公表)

第六十一条 人権委員会は、前条第一項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

2 人権委員会は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告に係る特別人権侵害の被害者及び当該公表の対象となる者の意見を聴かなければならない。

第四款 訴訟援助

(資料の閲覧及び謄抄本の交付)

第六十二条 人権委員会は、第六十条第一項の規定による勧告をした場合において、当該勧告に係る特別人権侵害の被害者若しくはその法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から、人権委員会が保有する当該特別人権侵害に関する資料の閲覧又は謄本若しくは抄本の交付の申出があるときは、当該被害者の権利の行使のため必要があると認める場合その他正当な理由がある場合であつて、関係者の権利利益その他の事情を考慮して相当と認めるときは、申出をした者にその閲覧をさせ、又はその謄本若しくは抄本を交付することができる。

2 人権委員会は、前項の規定により資料の閲覧をさせ、又はその謄本若しくは抄本の交付をした場合において、当該被害者が当事者となっている当該特別人権侵害に関する請求に係る訴訟の相手方若しくはその法定代理人又はこ

これらの者から委託を受けた弁護士から、当該資料の閲覧又は謄本若しくは抄本の交付の申出があるときは、申出を
した者にその閲覧をさせ、又はその謄本若しくは抄本を交付しなければならない。

3 前二項の規定により資料を閲覧し又はその謄本若しくは抄本の交付を受けた者は、閲覧又は謄本若しくは抄本の
交付により知り得た事項を用いるに当たり、不当に関係者の名誉又は生活の平穩を害することのないよう注意しな
ければならない。

4 第一項又は第二項の規定により謄本又は抄本の交付を求めようとする者は、実費の範囲内において政令で定める
額の手数料を納めなければならない。

5 人権委員会は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手数料
を減額し、又は免除することができる。

(人権委員会の訴訟参加)

第六十三条 人権委員会は、第六十条第一項(第七十二条第一項又は第七十八条第一項において準用する場合を含む。)の
規定による勧告がされた場合において、当該勧告に係る人権侵害の内容、性質その他の事情にかんがみ必要があ
ると認めるときは、当該人権侵害に関する請求に係る訴訟に参加することができる。

2 前項の規定による参加の申出については、民事訴訟に関する法令の規定中補助参加の申出に関する規定を準用す
る。

3 人権委員会が第一項の規定による参加の申出をした場合において、当事者が当該訴訟における請求が当該勧告に
係る人権侵害に関するものでない旨の異議を述べたときは、裁判所は、参加の許否について、決定で、裁判をする。
この場合においては、人権委員会は、当該訴訟における請求が当該勧告に係る人権侵害に関するものであることを

疎明しなければならぬ。

4 前項の異議及び裁判については、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第四十四条第二項及び第三項の規定を準用する。

5 第一項の規定により訴訟に参加した人権委員会については、民事訴訟法第四十五条第一項及び第二項の規定（同条第一項の規定中上訴の提起及び再審の訴えの提起に関する部分を除く。）を準用する。

6 民事訴訟法第六十一条から第六十五条までの規定は、第三項の異議によつて生じた訴訟費用の人権委員会とその異議を述べた当事者との間における負担の関係及び第一項の規定による参加によつて生じた訴訟費用の人権委員会と相手方との間における負担の関係について準用する。

7 人権委員会が参加人である訴訟における確定した訴訟費用の裁判は、国に対し、又は国のために、効力を有する。

第五款 差別助長行為等の差止め等

（差別助長行為等の停止の勧告等）

第六十四条 人権委員会は、第四十三条に規定する行為が現に行われ、又は行われたと認めるときは、当該行為をした者に対し、理由を付して、当該行為をやめるべきこと又は当該行為若しくはこれと同様の行為を将来行わないことを勧告することができる。

2 前項の勧告については、第六十条第二項及び第六十一条の規定を準用する。

（差別助長行為等の差止請求訴訟）

第六十五条 人権委員会は、第四十三条に規定する行為をした者に対し、前条第一項の規定による勧告をしたにもかかわらず、その者がこれに従わない場合において、当該不当な差別的取扱いを防止するため必要があると認めると

きは、その者に対し、当該行為をやめるべきこと又は当該行為若しくはこれと同様の行為を将来行わないことを請求する訴訟を提起することができる。

2 前項の訴訟については、第六十三条第七項の規定を準用する。

第五章 労働関係特別人権侵害及び船員労働関係特別人権侵害に関する特例

第一節 総則

(労働関係特別人権侵害に対する救済措置)

第六十六条 厚生労働大臣は、次に掲げる人権侵害（以下「労働関係特別人権侵害」という。）については、次節の定めるところにより、必要な措置を講ずることができる。

一 事業主が、労働者（船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）第六条第一項に規定する船員（次条第一項において「船員」という。）を除く。次号において同じ。）の採用又は労働条件その他労働関係に関する事項について人種等を理由としてする不当な差別的取扱い（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第八条第二項に規定する定めに基づく不当な差別的取扱い及び同条第三項に規定する理由に基づく解雇を含む。）

二 労働者に対し、その職場において、第四十二条第一項第二号に規定する不当な差別的言動等を行うこと。
労働関係特別人権侵害に関する紛争については、次に掲げる法律の規定は、適用しない。

一 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第十二条から第十九条までの規定
二 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第一百十二号）第四条、第五条及び第十二条から

第十九条までの規定

(船員労働関係特別人権侵害に対する救済措置)

第六十七条 国土交通大臣は、次に掲げる人権侵害（以下「船員労働関係特別人権侵害」という。）については、第三節の定めるところにより、必要な措置を講ずることができる。

一 事業主が、船員の採用又は労働条件その他労働関係に関する事項について人種等を理由としてする不当な差別的取扱い（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第八条第二項に規定する定めに基づく不当な差別的取扱い及び同条第三項に規定する理由に基づく解雇を含む。）

二 船員に対し、その職場において、第四十二条第一項第二号に規定する不当な差別的言動等を行うこと。

一 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第十三条第二項、第十四条第二項及び第二十七条第三項、同条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十二条、第十三条第一項及び第十四条第一項並びに同法第二十七条第四項の規定により読み替えて適用される同法第十七条から第十九条までの規定

二 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第四条第三項、第五条第二項並びに第二十一条第三項及び第五条第一項（同項中同条第一項の規定により読み替えられた同法第三条の権限の委任に関する部分を除く。）、同法第二十一条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四条第一項及び第二項並びに第五条第一項、同法第二十一条第四項の規定により準用される同法第十二条第二項、第十三条、第十五条及び第十六条並びに同法第二十一条第四項の規定により読み替えて適用される同法第十七条から第十九条までの規定

(人権委員会に対する報告)

第六十八条 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、毎年、それぞれ労働関係特別人権侵害及び船員労働関係特別人権侵害に関する事務の処理状況についての報告書を作成し、人権委員会に送付しなければならない。

第二節 労働関係特別人権侵害に関する特例

(救済手続の総則規定及び一般救済手続)

第六十九条 第三十七条第一項、第三十八条、第三十九条第一項、第四十条及び第四十一条第一項の規定は、厚生労働大臣が行う労働関係特別人権侵害に関する相談、救済手続の開始及び一般救済手続について準用する。この場合において、これらの規定中「人権委員会」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

2 前項において読み替えて準用する第三十七条第一項、第三十八条第二項及び第三項、第三十九条第一項並びに第四十一条第一項に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県労働局長に委任することができる。

(特別調査)

第七十条 第四十四条の規定は、労働関係特別人権侵害について準用する。この場合において、同条第一項中「人権委員会」とあるのは「厚生労働大臣」と、「第四十二条第一項第一号から第三号までに規定する人権侵害(同項第一号中第三条第一項第一号ハに規定する不当な差別的取扱い及び第四十二条第一項第二号中労働者に対する職場における不当な差別的言動等を除く。）」又は前条に規定する行為(以下この項において「当該人権侵害等」という。）」とあるのは「労働関係特別人権侵害」と、同項第二号及び第三号中「当該人権侵害等」とあるのは「当該労働関係特別人権侵害」と、同条第二項中「人権委員会」とあるのは「厚生労働大臣」と、「委員又は事務局の職員」とあるのは「その職員」と、同条第三項中「人権委員会の委員又は事務局の職員」とあり、及び「当該委員又は職員」

とあるのは「当該職員」と読み替えるものとする。

(調停及び仲裁)

第七十一条 厚生労働大臣は、この条の定めるところにより、労働関係特別人権侵害に係る事件について、調停又は仲裁の申請を受理し、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第六条第一項に規定する紛争調整委員会(以下この条において「紛争調整委員会」という。)に調停又は仲裁を行わせるものとする。この場合において、紛争調整委員会による調停又は仲裁は、調停委員会又は仲裁委員会を設けて行う。

2 第四十六条、第四十七条及び第五十条から第五十九条までの規定は、労働関係特別人権侵害について準用する。この場合において、第四十六条第一項及び第四十七条中「特別人権侵害」とあるのは「労働関係特別人権侵害」と、「人権委員会」とあるのは「厚生労働大臣」と、第五十条第一項及び第五十七条第一項中「人権委員会の委員長若しくは委員又は人権調整委員」とあるのは「紛争調整委員会の委員」と、「人権委員会の委員長が指名する」とあるのは「当該紛争調整委員会の会長が指名する」と読み替えるものとする。

3 第一項に規定する厚生労働大臣の権限及び前項において読み替えて準用する第四十七条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県労働局長に委任することができる。

4 第一項の調停委員会は、当事者からの申立てに基づき必要があると認めるときは、当該事件の調停を行う紛争調整委員会が置かれる都道府県労働局長の管轄区域内の主要な労働者団体又は事業主団体が指名する関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者から当該事件につき意見を聴くものとする。

5 紛争調整委員会は、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令で定めるところにより、第一項の調停及び仲裁の状況について報告しなければならない。

(勧告及びその公表)

第七十二条 第六十条及び第六十一条の規定は、労働関係特別人権侵害について準用する。この場合において、第六十条第一項中「人権委員会」とあるのは「厚生労働大臣」と、「特別人権侵害」とあるのは「労働関係特別人権侵害」と、同条第二項中「人権委員会」とあるのは「厚生労働大臣」と、同条第三項中「人権委員会」とあるのは「厚生労働大臣」と、「特別人権侵害」とあるのは「労働関係特別人権侵害」と、第六十一条第一項中「人権委員会」とあるのは「厚生労働大臣」と、同条第二項中「人権委員会」とあるのは「厚生労働大臣」と、「特別人権侵害」とあるのは「労働関係特別人権侵害」と読み替えるものとする。

2 厚生労働大臣は、前項において読み替えて準用する第六十条第一項の規定による勧告をしたときは、人権委員会に対し、速やかにその旨を通知するとともに、厚生労働大臣が保有する当該勧告に係る労働関係特別人権侵害に関する資料の写しを送付するものとする。

(資料の閲覧及び謄抄本の交付等)

第七十三条 第六十二条の規定は、労働関係特別人権侵害について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「人権委員会」とあるのは「厚生労働大臣」と、「特別人権侵害」とあるのは「労働関係特別人権侵害」と、同条第五項中「人権委員会」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

2 厚生労働大臣は、前項において読み替えて準用する第六十二条第一項又は第二項の規定により資料の閲覧をさせ、又はその謄本若しくは抄本の交付をしたときは、人権委員会に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

3 人権委員会は、第六十三条第一項の規定により労働関係特別人権侵害に関する請求に係る訴訟に参加しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣の意見を聴くものとする。

（厚生労働省令への委任）

第七十四条 この節に規定するもののほか、厚生労働大臣による労働関係特別人権侵害に係る人権救済手続に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三節 船員労働関係特別人権侵害に関する特例

（救済手続の総則規定及び一般救済手続）

第七十五条 第三十七条第一項、第三十八条、第三十九条第一項、第四十条及び第四十一条第一項の規定は、国土交通大臣が行う船員労働関係特別人権侵害に關する相談、救済手続の開始及び一般救済手続について準用する。この場合において、これらの規定中「人権委員会」とあるのは、「国土交通大臣」と読み替えるものとする。

2 前項において読み替えて準用する第三十七条第一項、第三十八条第二項及び第三項、第三十九条第一項並びに第四十一条第一項に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。次項並びに第七十七条第四項及び第五項において同じ。）に委任することができる。

3 前項の規定により地方運輸局長に委任された権限は、国土交通省令で定めるところにより、運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長に委任することができる。

（特別調査）

第七十六条 第四十四条の規定は、船員労働関係特別人権侵害について準用する。この場合において、同条第一項中「人権委員会」とあるのは「国土交通大臣」と、「第四十二条第一項第一号から第三号までに規定する人権侵害（同項第一号中第三條第一項第一号ハに規定する不当な差別的取扱ひ及び第四十二条第一項第二号中労働者に対する職場における不当な差別的言動等を除く。）又は前条に規定する行為（以下この項において「当該人権侵害等」とい

う。」とあるのは「船員労働関係特別人権侵害」と、同項第二号及び第三号中「当該人権侵害等」とあるのは「当該船員労働関係特別人権侵害」と、同条第二項中「人権委員会」とあるのは「国土交通大臣」と、「委員又は事務局の職員」とあるのは「その職員」と、同条第三項中「人権委員会の委員又は事務局の職員」とあり、及び「当該委員又は職員」とあるのは「当該職員」と読み替えるものとする。

(調停及び仲裁)

第七十七条 国土交通大臣は、この条の定めるところにより、船員労働関係特別人権侵害に係る事件について、調停又は仲裁の申請を受理し、船員地方労働委員会に調停又は仲裁を行わせるものとする。この場合において、船員地方労働委員会による調停又は仲裁は、調停委員会又は仲裁委員会を設けて行う。

2 第四十六条、第四十七条及び第五十条から第五十九条までの規定は、船員労働関係特別人権侵害について準用する。この場合において、第四十六条第一項及び第四十七条中「特別人権侵害」とあるのは「船員労働関係特別人権侵害」と、「人権委員会」とあるのは「国土交通大臣」と、第五十条第一項及び第五十七条第一項中「人権委員会の委員長若しくは委員又は人権調整委員」とあるのは「船員地方労働委員会の公益委員」と、「人権委員会の委員長が指名する」とあるのは「当該船員地方労働委員会の会長が指名する」と読み替えるものとする。

3 船員地方労働委員会の会長は、前項において読み替えて準用する第五十条第一項に規定する調停委員又は前項において読み替えて準用する第五十七条第一項に規定する仲裁委員として弁護士となる資格を有する者を指名するに当たり、必要があると認めるときは、これらの規定にかかわらず、当該船員地方労働委員会の公益委員以外の者のうちからもこれを指名することができる。

4 第一項に規定する国土交通大臣の権限及び第二項において読み替えて準用する第四十七条に規定する国土交通大

- 臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、地方運輸局長に委任することができる。
- 5 前項の規定により地方運輸局長に委任された権限は、国土交通省令で定めるところにより、運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長に委任することができる。
- 6 第一項の調停委員会は、当事者からの申立てに基づき必要があると認めるときは、使用者委員及び労働者委員のうちから当該事件の調停を行う船員地方労働委員会の会長が指名する委員から当該事件につき意見を聴くものとする。

7 船員地方労働委員会は、国土交通大臣に対し、国土交通省令で定めるところにより、第一項の調停及び仲裁の況について報告しなければならない。

8 この条に規定するもののほか、船員労働関係特別人権侵害に係る事件に関する調停及び仲裁の手續に關し必要な事項は、船員中央労働委員会規則で定める。

(勸告及びその公表)

第七十八条 第六十条及び第六十一条の規定は、船員労働関係特別人権侵害について準用する。この場合において、第六十条第一項中「人権委員会」とあるのは「国土交通大臣」と、「特別人権侵害」とあるのは「船員労働関係特別人権侵害」と、同条第二項中「人権委員会」とあるのは「人権委員会」と、「特別人権侵害」とあるのは「船員労働関係特別人権侵害」と、第六十一条第一項中「人権委員会」とあるのは「国土交通大臣」と、同条第二項中「人権委員会」とあるのは「国土交通大臣」と、「特別人権侵害」とあるのは「船員労働関係特別人権侵害」と読み替えるものとする。

2 国土交通大臣は、前項において読み替えて準用する第六十条第一項の規定による勸告をしたときは、人権委員会

に対し、速やかにその旨を通知するとともに、国土交通大臣が保有する当該勧告に係る船員労働関係特別人権侵害に関する資料の写しを送付するものとする。

(資料の閲覧及び謄抄本の交付等)

第七十九条 第六十二条の規定は、船員労働関係特別人権侵害について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「人権委員会」とあるのは「国土交通大臣」と、「特別人権侵害」とあるのは「船員労働関係特別人権侵害」と、同条第五項中「人権委員会」とあるのは「国土交通大臣」と読み替えるものとする。

2 国土交通大臣は、前項において読み替えて準用する第六十二条第一項又は第二項の規定により資料の閲覧をさせ、又はその謄本若しくは抄本の交付をしたときは、人権委員会に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

3 人権委員会は、第六十三条第一項の規定により船員労働関係特別人権侵害に関する請求に係る訴訟に参加しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣の意見を聴くものとする。

(国土交通省令への委任)

第八十条 この節に規定するもののほか、国土交通大臣による船員労働関係特別人権侵害に係る人権救済手続に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

第四節 適用除外

(公務員に関する適用除外)

第八十一条 この章の規定は、国家公務員及び地方公務員については、適用しない。ただし、国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二条第四号の職員、地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第十五条第一項の企業職員及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)

第五十七条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員であつて地方公営企業労働関係法(昭和二十七年法律第二百八十九号)第三条第二項の職員以外のものの勤務条件に関する事項についての人権侵害については、この限りでない。

第六章 補則

(人権相互の関係に対する配慮)

第八十二条 この法律の適用に当たつては、救済の対象となる者の人権と他の者の人権との関係に十分に配慮しなければならぬ。

(関係行政機関等との連携)

第八十三条 人権委員会、厚生労働大臣及び国土交通大臣は、この法律の運用に当たつては、関係行政機関及び関係のある公私の団体と緊密な連携を図るよう努めなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第八十四条 何人も、この法律の規定による措置を求める申出又は申請をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けない。

(規則制定権)

第八十五条 人権委員会は、その内部規律、人権救済手続その他所掌事務に関し必要な事項について人権委員会規則を定めることができる。

(法務大臣の指揮等の例外)

第八十六条 人権委員会がこの法律に規定する権限の行使に関して当事者又は参加人となる訴訟については、国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第九十四号）第六条の規定は、適用しない。

第七章 罰則

第八十七条 第十三条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

- 一 正当な理由なく、第四十四条第一項第一号（第七十条又は第七十六条において準用する場合を含む。）の規定による処分に違反して出頭せず、又は陳述をしなかった者
- 二 正当な理由なく、第四十四条第一項第二号（第七十条又は第七十六条において準用する場合を含む。）の規定による処分に違反して文書その他の物件を提出しなかった者
- 三 正当な理由なく、第四十四条第一項第三号（第七十条又は第七十六条において準用する場合を含む。）の規定による処分に違反して立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 四 正当な理由なく、第五十一条（第七十一条第二項又は第七十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による出頭の求めに応じなかった者

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から同年七月三十一日までの範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条第一項の規定は、公布の日から施行する。

(人権擁護委員法の廃止等)

第二条 人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）は、廃止する。

2 この法律の施行の際現に前項の規定による廃止前の人権擁護委員法（以下この項及び次項において「旧人権擁護委員法」という。）に基づく人権擁護委員である者は、この法律の施行の日に、第二十二条第一項の規定により、この法律に基づく人権擁護委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第二十五条第一項の規定にかかわらず、同日における旧人権擁護委員法に基づく人権擁護委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行前に旧人権擁護委員法の規定により法務大臣がした行為又はこの法律の施行の際現に旧人権擁護委員法の規定により法務大臣に対してされている行為は、前項に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律の適用については、この法律の相当規定により人権委員会がした行為又は人権委員会に対してされた行為とみなす。

(経過措置)

第三条 第九条第一項の規定による人権委員会の委員長及び委員の任命のために必要な行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

2 この法律の施行の日以後最初に任命される人権委員会の委員長及び委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のため両議院の同意を得ることができないときは、第九条第三項及び第四項並びに第十一条第三号の規定を準用する。

3 この法律の施行の日以後最初に任命される人権委員会の委員の任期は、第十条第一項本文の規定にかかわらず、内閣総理大臣の指定するところにより、一人は一年、二人は二年、一人は三年とする。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第四条 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中第十三号の三の二を第十三号の三の三とし、第十三号の三の次に次の一号を加える。

十三の三の二 人権委員会の委員長及び常勤の委員

第一条中第二十号の次に次の一号を加える。

二十の二 人権委員会の非常勤の委員

別表第一官職名の欄中「公害等調整委員会委員長」を「公害等調整委員会委員長 人権委員会委員長」に、「中央労働委員会の常勤の公益を代表する委員」を「中央労働委員会の常勤の公益を代表する委員 人権委員会の常勤の委員」に改める。

(売春防止法の一部改正)

第五条 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第三十七条中「人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）」を「人権擁護法（平成十四年法律第 号）」に改める。

〔国家行政組織法の一部改正〕

第六条 国家行政組織法の一部を次のように改正する。

別表第一法務省の項中「公安審査委員会」を「公安審査委員会 人権委員会」に改める。

〔法務省設置法の一部改正〕

第七条 法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 公安調査庁（第二十九条）」を「第四節 人権委員会（第二十九条）第五節 公安調査庁（第三十条）」に改める。第四条第二十六号中「人権侵犯事件に係る調査並びに」を「人権侵害による」に改め、同条第二十七号中「助長」を「支援」に改め、同条第二十八号中「人権擁護委員」の下に「の委嘱、養成及び活動の充実」を加え、同条第二十九号を次のように改める。二十九 削除

第十八条第一項中「及び第二十六号から第三十一号まで」を「第三十号及び第三十一号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十八条の二 地方法務局は、前条第一項に規定する事務のほか、人権擁護法（平成十四年法律第 号）第十六条第三項の政令で定めるところにより地方法務局に属させられた事務をつかさどる。

2 地方法務局は、前項に規定する地方法務局に属させられた事務については、人権委員会の指揮監督を受けるものとする。

第二十六条中「公安審査委員会」を「公安審査委員会 人権委員会」に改める。

第二十九条を第三十条とする。

第四章中第四節を第五節とし、第三節の次に次の一節を加える。

第四節 人権委員会

第二十九条 人権委員会については、人権擁護法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

（国土交通省設置法の一部改正）

第八条 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第四号中「（平成十三年法律第百十二号）」の下に「、人権擁護法（平成十四年法律第 号）」を加える。

